

平成29年 第2回沼田町議会定例会 会議録

平成29年6月15日(木)

午前10時05分 開 会

1. 出席議員

議 長	9番	渡 邊 敏 昭	議 員	1番	高 田 勲	議 員
	2番	津 川 均	議 員	3番	大 沼 恒 雄	議 員
	4番	小 峯 聡	議 員	5番	久 保 元 宏	議 員
	6番	長 原 誠	議 員	7番	鶉 野 範 之	議 員
	8番	杉 本 邦 雄	議 員	10番	橋 場 守	議 員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	金 平 嘉 則 君	監査委員	金 子 幸 保 君
教育長	吉 田 憲 司 君	農業委員会長	山 岡 禎 弘 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	栗 中 一 弘 君	総務財政課長	菅 原 秀 史 君
政策推進室長	中 野 栄 治 君	農業商工課長	横 山 茂 君
住民生活課長	嶋 田 英 樹 君	建設課長	村 中 博 隆 君
保健福祉課長	黒 田 美 和 君	和風園園長	安 念 昌 典 君
旭寿園園長	森 田 秀 幸 君	会計管理者	篠 原 毅 君

5. 教育委員会教育長の委任を受けて出席した説明員

次 長 浅 野 信 行 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 三 浦 剛 君 書 記 沼 本 次 登 君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	議長の諸般報告
	町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告
	一般質問
報告第1号	繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
報告第2号	株式会社沼田開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出について
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて(平成28年度沼田町一般会計補正予算専決第2号)
議案第41号	市街地巡回バス実証運行条例の制定について
議案第42号	沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第43号	沼田町敬老祝金条例の一部を改正する条例について
議案第44号	指定管理者の指定期間変更について(沼田町在宅老人デイ・サービスセンター)
議案第45号	指定管理者の指定について(沼田町デイ・サービスセンター)
議案第46号	平成29年度沼田町一般会計補正予算について
議案第47号	平成29年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第48号	平成29年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第49号	平成29年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について
議案第50号	平成29年度沼田町介護保険特別会計補正予算について
議案第51号	平成29年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について
議案第52号	平成29年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について
議案第53号	平成29年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について
議案第54号	平成29年度沼田町水道事業会計補正予算について
同意第2号	農業委員会委員の任命について
同意第3号	農業委員会委員の任命について
同意第4号	農業委員会委員の任命について
同意第5号	農業委員会委員の任命について
同意第6号	農業委員会委員の任命について

- 同意第7号 農業委員会委員の任命について
- 同意第8号 農業委員会委員の任命について
- 同意第9号 農業委員会委員の任命について
- 同意第10号 農業委員会委員の任命について
- 同意第11号 農業委員会委員の任命について
- 同意第12号 農業委員会委員の任命について
- 同意第13号 農業委員会委員の任命について
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 請願第3号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しに関する意見書提出を求める請願
- 請願第4号 特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編制基準の改善を求める意見書提出をもとめる請願
- 請願第5号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書提出をもとめる請願
- 請願第6号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金制度の確立を求める意見書提出をもとめる請願
- 陳情第1号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書提出をもとめる陳情について
- 議案第55号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第56号 除雪ドーザ購入事業に係る物品の購入契約について
- 意見案第3号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しに関する意見書（案）について
- 意見案第4号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書（案）について

開 会 10時05分

(開 会 宣 言)

○議長（渡邊敏昭議長）只今の出席議員数は10人です。定足数に達していますので、本日を以って招集されました平成29年第2回沼田町議会定例会を開会いたします。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、久保議員、6番、長原議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告を願います。大沼委員長。

(議会運営委員会報告 大沼委員長登壇)

○委員長（大沼恒雄議員）おはようございます。報告させていただきます。平成29年第2回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議結果を申し上げます。去る6月8日午後3時より議会運営委員と議長出席のもとに、議会運営委員会を開催致しました。議会事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けたところでございます。

これによりますと、今定例会に提出される案件は、諸般報告1件、行政報告2件、一般質問、町長に対して6人11件、教育長に対して1人1件、更に報告2件、専決1件、条例制定及び改正3件、平成29年度補正予算9件、人事案件14件、その他2件でございます。この外、議長に提出されました請願4件、陳情2件のうち、5件を上程すべきものとして、意見の一致を見たところでございます。

以上、付議事件全般につきまして審議しました結果、今定例会の会期としては、本日15日から16日までの2日間とすることで意見の一致をみております。

以上申し上げます、議会運営委員会の報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（渡邊敏昭議長）委員長の報告が終わりました。お諮り致します。本定例会の会期は委員長の報告のとおり本日から16日までの2日間に致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から16日ま

での2日間に決しました。

(諸般報告)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第3、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査結果報告書を提出致しましたのでご覧願います。

(町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第4、平成29年度町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を議題と致します。始めに町長。

(金平町長 登壇)

○町長（金平嘉則町長）皆さん、おはようございます。平成29年第2回定例会の招集を申し上げたところ、御多忙に関わらず全議員の出席を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。はじめに、先月発覚いたしました元職員によります横領事件は、法を犯してはならない立場にある公務員として、許さざる行為であり、沼田町の信頼を著しく信墜させ、町民の皆様、議員の皆様にご迷惑と不信感を生じる事態となり、行政を預かる長として、誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。この事は、不祥事を未然に防止する事が出来ず、職員の指導、管理監督体制が至らなかつた事を真摯に受け止めまして、義務と責任を改めて自覚し、本定例会に自らの処分を含め、給与減額条例を提案する事としています。今後、町民の皆様のご信頼を一刻も早く回復する事が出来るよう具体的な再発防止策を策定し、2度と、このような事件を起こさないよう、職員一丸となって取り組んでまいります。それでは一般行政報告を申し上げます。

(以下、一般行政報告を朗読)

○議長（渡邊敏昭議長）次に教育長。

(吉田教育長 登壇)

○教育長（吉田憲司教育長）続きまして、教育行政報告を申し上げます。

(以下、教育行政報告を朗読)

○議長（渡邊敏昭議長）以上で、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を終わります。ここで暫時休憩と致します。なお、10時45分より全員協議会を開きますので、議員の皆様方は議員控え室にお集まりください。なお、午後の開会は1時と致します。

10時33分 休憩

(一 般 質 問)

○議長（渡邊敏昭議長）再開致します。日程第5、一般質問を行います。通告順に発言を許します。1番、高田議員。町職員の横領事件における町長の想いと再発防止策はについてを質問してください。

○1番（高田勲議員）1番、高田勲であります。先月発覚したわけですが、本当に町職員における公金横領という本当に残念な事件がですね、発生しました。懲戒免職になったわけですが、きっと30年ぶりだとか、そんなだったんじゃないかと私の記憶ではそういう風に思っています。あの、午前中の町長の一般行政執行報告の前にですね、町長の口から謝罪とそれから反省の言葉があったわけですが、その時は傍聴の方もいなくてですね、我々議員だけでありました。午後になって、この一般質問になって、後ろの傍聴席には、町民の方も何名か見えてございます。町民の皆様の情報というのは、本当に小さな新聞の記事だけでございまして、改めて、町長の口からですね、町民の皆様に向けてもですねメッセージを発信して頂きたいなと思って一般質問にさせていただきました。町長に謝罪すれ、反省すれといっても、議会もですね、一議員としての想いですが、議会としても多々反省するところはあるんだろうなと思っています。一番の原因は、第3者が見ることのない通帳が存知した、何年かにわたって存知した、それで当事者本人は、管理職であり、それらを承知したうえで、今回の犯罪ですね、罪に至った。というのが一番の原因だったのかなと私は思います。本当に一議員としての想いですが、執行しているのは、町長部局なんですが、議会としても俗にいうチェックがそこで働かなかったかなという事は、私自身も反省しているところでございますし、きっと他の議員9人の皆様もそういうような同じような思いでいっぱいなんじゃないかなというふうに思います。このあと、追加議案でですね、特別職2名の給与減額の追加議案の条例改正も出てきます。それから、先ほど全員協議会では、準公金等取扱事務処理要領の説明もありましたし、印鑑通帳の取り扱いのことについてもご説明を受けました。これらを、踏まえてですね、改めて、まず1番ですけども、今回の横領事件における町長の想いを述べてください。きっと、一番残念だったのは、金平町長なんじゃないかなというふうに、僕は今、思っておりますけども、それらも含めて、想いを述べていただきたい。2番目、他の会計や通帳等もまだいっぱい役場の中にはあると思うんですけど、これらについても、一斉点検を行ったと思いますが、結果はどうであったのか、他に不審なものがなかったのか、という事が2つ目、3つ目、今回の横領事件の原因は、どこにあったのか、そして最後に、再発防止策をどのように考えているのか。以上4点につきまして、町長のご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）町長。

○町長（金平嘉則町長）はい。冒頭の行政報告の前に述べさせていただきましたけども、今回の事件は職員として25年以上の経験と、管理職としてあったものがですね、部下を指導監督し、範を示さなければならない立場である職員が、起こした事案でありましてですね、町民の信頼を著しく失墜させ、町民の皆様、付近の皆様、多大なご迷惑と不信感を生じる事態となり、行政を預かる長として、大変遺憾に思っております、誠に申し訳ありませんでした。これから、町民の皆様の信頼を一刻も早く回復することができるよう、公務員倫理規定の徹底など、職員と一丸となって、取り組んでまいりたいというふうに考えております。2番目の質問でございますけども、職員が管理しているその他の団体会計については、基本的に年に1回の監査総会があるものであります。すべての会計を一斉点検を行って、確認を行った結果、金銭出納簿などの会計処理と口座残高などに差異がございませんでした。3番目でございますけども、今回の原因でございますけども、すべてに眼が届いていなかった事が原因と考えて反省しております。今回の事件となりました会計は、報道発表いたしました通り休止している牛肉祭り実行委員会の会計であり、年一回の行事用テントの貸し出し用の入金のみ会計であったことから監査機能のない会計となっており、このことが事件を誘発し、発覚が遅れたものと考えております。再発防止でございますけども、この発覚を受けましてですね、沼田町準公金等取扱事務処理要領を策定いたしました。全職員に周知を図り、そして、内容につきましては、今回の反省を踏まえ、公金に準じた厳正な取り扱いはもちろんであります。通帳印を所管課長の私印としている場合はですね、決済業務で使用する印鑑を別にする事、印鑑と通帳の保管については、施錠のできる金庫などに別々に保管、もしくは印鑑は、所管課長が携行管理、金庫など鍵は、所管課長が携行管理する事とし、所属長による四半期ごとの会計確認などを義務付け、その確認結果を報告させる事とし、再発防止に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、高田議員。

○1番（高田勲議員）はい。今のような対策等ですね、これから、このような事がないように議会もしっかりチェック機能が果たせる信頼される議会になれるように私、個人的な意見ですけど、私も努力してまいりたいというふうに思っています。嫌な事なんで、一番最初に質問させていただきました。それで、沼田町のスタンスとして嫌なことは嫌なこととしっかりとけじめをつけて、そして、次にまた、みんなだまちづくりに邁進しようよという事で、1番の質問については、以上で終了したいというふうに思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、続けて、通告番号2番のふるさと納税の歳入をどのように確保するのか質問してください。

○1番（高田勲議員）はい。それではですね、ふるさと納税の歳入をどのように確

保するのか、と言う事についてご質問したいと思います。今定例会に提出されています、平成28年度中、過年度中ですね、一般会計の補正予算専決2号なのですが、これを見ても、昨年予算ベースではありますが、昨年度のふるさと納税による歳入が約2億8,515万円となっております。一方ですね、返戻品あるいは返礼に係る諸経費を含んだ歳出が1億8,805万円となっております。手元に残るのは約1億円なんですけど、よくよく見てみますと、財源の振替がしっかりとこで行われている。これで、特定財源を1億7,510万円、これはきっとふるさと基金を取り崩して返礼をしようよと思った部分を基金にそのまま残して、余力のあった一般財源から1億6,362万円を繰り出して、結果、多分、2億8千万とか6千万とか、そのくらいのお金をですね次年度以降の事業の財源として、きっと残したんだろなという風に思っています。非常に貴重なお金ですね、差し引きは1億円なのかもしれませんが、ただ、町として、自由に使うお金の幅が、どんどんこれによって、ここ2年位は、増えてきた訳です。来年もきっとそうなるでしょう。すごく大事な財源であるなという風に、いま私は、思っています。さて、今年の4月1日付けですね、総務大臣から通知が、都道府県知事にふるさと増税に関して通知が来ております。大きく分けて、4件あります。ふるさと納税の募集に関する基本事項と返礼品の在り方、が1番で、返礼品の在り方が2つ目、3つ目が一時所得についてと納税の募集周知の事務に関する経費、この1番と2番がですね、非常に重要でございまして、この辺がですね、これから、安定的にふるさと納税を獲得していく為にですね、我々が一番、田舎の小さい町が、気を付けていかなきゃいけないとこなんじゃないかなという風に思います。総務大臣通知によると、返礼品は社会通念に照らして、良識の範囲内のものとし、3割を超える返礼割合のものを送付している地方団体においては速やかに3割以下にすること、言う風な通知がございました。それで、私どもの町も今年度の予算を見ても歳入で3億1,000万円程を見込んでいる訳であります。これはあの、一時道新さん、4月20日付でしたかな、あるんですけども、喜ぶ町と喜ばない町とがある、返礼品の90%以上が3割超という町が7市町あったと、品物は地元振興の為、地元調達しており、3割では低い、見直すと寄付額が減る。という嘆き節が聞こえてきた。という風に報道がされております。ところがですね、ちょっと不可解、不可解と言ったら変なんですけども、総務省の市町村税課長通知というのが、その後、出ておまして、返礼品の価格調達の割合が高いものは、速やかに3割以下にするようお願いしているが、返礼割合が高い地方団体に対し、速やかな見直しを求めるものであり、返礼割合の妥当な水準を3割とする趣旨ではない、というような通知がそのあと出ております。これをですね、どのように町として解釈しているのか、と言う事と、私どもの町の返礼品はですね、そんなに過度なものではないんじゃないかなと

いうふうに思っているんです。多分1万円位で、お米がまず10kg位来るのからというふうに思っておりますけども、総務大臣の通知は通知で良いんですけども、直接、我々のところ来ているその、市町村税課長通知を受けてですね、これらどのように対応していくのか、そして最終的に3億1,000万円の歳入をどのように確保するのかというのが、1点目の質問であります。そして、2つ目なんですけど、これは、非常に大事な事でありまして、さっきの4月1日付けの総務大臣の通知でも寄付金を充当する事業の成果等について、公表や寄付者に対する報告を行う等、ふるさと納税の目的等が明確に伝わるように努める事。というふうにあります。過年度、28年度はどのような報告を行ったのか。そして、29年度、今年はどのような報告を行っているのか。先ほど後から言った市町村課長通知にもこれらをしつかりやりなさいと言うような趣旨の通達があったようでございますが、その辺、次の寄付を生む、もう一度寄付してもらおう、作戦として、どのような事を考えているのか、と言う事を、この大きく分けて2点の事をお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）はい。通知等については重複を避けますので、説明は省略いたします。本町は、従来からですね、金銭類性や起算性の高いものについては、返礼品として扱ってないのは、ご存知だと思います。本町の返礼品の主力となっております。雪中米も寄付額で1万円10kgでございます。指摘を受けるような過度な返礼品に割合にならぬよう、従来から取り組んでおりまして、今回の数値は、米を返礼品として扱う1万円の寄付で、例えばですけども、米10kgとか20kgという団体がございますから、そういうところが見直しの要請対象というふうに思われます。これは思われるというだけの話ですので、一部の町では見直しを図るところがあるのかな、というふうに思われます。それはあの、その町の考えた方でございますから、私どもの町は、このような昨年と同様な形の考え方で、今後もこの返礼品をですね、工夫を凝らした中で今年も行っていきたい。というふうに考えております。それから報告につきましても、基金条例第11条において、議会に報告し、公表する旨の規定があり、昨年度までは規則で寄付者へ報告することとした規定でございましたが、寄付者件数が膨大となっている事から、今年度から、町のホームページにてきちっと公表すると言う事で議会終了後、公表を行うというふうにしておりまして、28年度については、使っておりませんので、28年度はですね。ですから、今年度、29年度はそれを繰り越したやつで予算措置をしますので、来年度きちっと報告をする。という形になると思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、高田議員

○1番（高田勲議員）当然、寄付された方の住所とか、当たり前に分かっているとは思いますが、それで、ホームページで公表するのも、結構かなとは思いますが

すが、ちょっとした印刷物かなんかを作って、郵送することが可能かどうかは、何せ件数にしたら、1万9,000件位あるんでね、大変なのかなとは思っただけでも、お年寄りの方がいて、ホームページを見ることも出来ない人もきつっているのかなという風に思いますんで、せっかく沼田に興味があつてですね、貴重な財所を寄付して頂いているんですから、この辺はですね、是非きめ細かな告知というんでしょうか、そういうふうな公表をですね、心がけて、今年度からの事業執行を望みたいというふうに思います。一番の質問については、その町によってですね、いろいろ考え方が、違うと思うんですよね。そのままで行くよという町もあるみたいな事を本で読んだこともあるんですけど、ただ、総務省の通知は通知として、しっかりと受け止めて、ある程度許させる範疇の中で、しっかりと努力して、3億1,000万をですね、目減りしないように、しっかりとふるさと納税をしていただける素敵な町になろうではありませんか。と言う事で終わります。想いを含めて伺います。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。

○町長（金平嘉則町長）納税している方のホームページの中にですね、ご覧なっただけ、感謝とか雪中米に対するいろんな評価とかあつてですね、沼田町の宣伝というかですね、一度は行ってみたいとかつていうメッセージもございます。そういう事も含めてですね、これは沼田町を宣伝する本当に絶好の機会かなというふうに思ってますので、今言った寄付される方に対する対応につきましては、今ホームページやりますけども、私どもといたしましては、1万8,000件送れば、経費が掛かりますので、メール等のアドレスもわかりますので、そういったことも含めてですね、検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。

○1番（高田勲議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、次、通告番号3番、杉本議員。国の種子法が廃止、国、道や農協に対応を具体的に求めてはを質問してください。

○8番（杉本邦雄議員）はい。8番杉本です。提出した通り国の種子法が廃止されました。4月の時点で今国会で廃止されました。国や道、更に農協に、今後の対応をね、具体的にどう求めていくかっていう事で質問させていただきます。この法律は、60年にわたり、稲、麦、大豆等、10年位かけないと新しい品種が開発されないような重要な穀物の生産に関わると言う事で、国で法律を作って、出資をしてきたんですね。私のところでも、この間55年位、一時圃場整備した時に生沼昌一さんのところに5年ほど行きましたけども、55年位、私のところで、猖獗をやってきました。今年、残念ながら、猖獗でなくて、生育調査という方法に変わりました、これは普及員がほとんど大学を出てきまして、田んぼに入りたくない、こんなこと言ったら怒られますけども、あまりやる人がいないと言う事で、国下さんとい

う人が7・8年私のところでやって過ぎましたけども、後継者がいないと嘆いておりましたけども、そんな傾向もありまして、地方の猖獗の場所ですね、この法律は、国が道府県にね、しっかり種子を開発して、国民の食糧を安定的に供給する様に、またおいしいものを生産するように、そういう事で進めてきた法律なんですね。これを民間に丸投げしようと言う様な事で、今回法律が廃止になったわけでありまして。廃止になったのも、関係者に十分に協議した経過がない。突然出されて、突然法律が廃止になったと言う事でありまして。この法律を得てね、道でもしゅほう関連の条例がありました。道でも1億5,600万が毎年予算が付けられて、試験場等の予算として配布されております。そのおかげでゆめぴりかのようなおいしい米が、北海道でも作られてきた中身になっております。今後ね、廃止された以後、北海道に適した品種開発が可能なのかどうか、これは道、農協の対応もありますけど、国は民間に丸投げしたわけですから、民間がしっかりやってくれるかというのと、10年も掛かって開発するような品種開発に手を加えるかどうかという問題もあります。でも、今は民間でも品種開発の12%位は民間で、やっているんですね。その他は、国とか道府県が力を入れてやっとなという様な状況なんですね。でも、民間が入ってくるという事になると、また大きな問題があると言う事で、下に書いてありますが、執行は来年の1月からです。現政権はね、攻める農業、儲かる農業と、いろんな今回国会では、農業関係8法案、それから儲かる農業とかいろんな、農協の改革とかね、農業委員の、これは早くにやっているんですか、これは早く制定されましたけども、農業委員の選定の仕方、これは企業に農地を開放するような方法で進めて行きたいというのが、国の願いですね。そういった事で、国の基本的な食料確保の責任、更に地方創生と言いながらね、こういったしっかりした何十年と掛かるような長期的な種子とかね、大事なことを国が投げてしまうと、と言う事は、地方は、どうでもいいんだ、と言う様な事に繋がると思うんですね。そういった農業の弱体化を繋がるような考え方、これを国に見直しを求めて、いってほしいと、それから、長期的には、外国籍の企業、それから大企業の戦略としてね、これもさっきも言いましたけども、儲けを優先して、種子価格の高騰、こういった事で、農業経営不安定が招くのではないかと、安心安全の食糧供給や自給率と長期的な国の責任を放棄する。この考え方をね、直してもらおうと、国にしっかり訴えて言っていたきたいと、これは、私の今回の質問でありますので、宜しくお願いします。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。町長。

○町長（金平嘉則町長）はい。今、議員が仰ったように今回の種子法の廃止はですね、色んな意味で、今、議員が仰ったような懸念材料があるのも、私も承知しておりますし、どうしてこんな早くいろんな論議も説明もないまま、行ったのか。という、やっぱり私も懸念をしていたところでございます。そういった中でですね、北

海道の道議会でも、先般ですね、この問題について、質問ございまして、道の農政部長がですね、今まで行ってきた品種開発の取り組みに直ちに影響を与えるものではない。というふうな見解を答弁をしておりますですね。現在、国においては、今後の制度の具体的な内容を提示してない状況から、北海道でも道では、国の動向等について、情報を収集するとともに、引き続き、関係団体とともに生産者に対し、安全な優良な種子を安定的に供給できるよう取り組んでいくとともに、これまで試験場が蓄積した財産を、本道農業の為に活かしていく事が出来るよう、～努めてまいります。という事で高橋知事もそう答弁しているところでございます。そういったところでございますので、即刻、影響、すぐ悪影響を生じる事ないと思えますけど、長期的には今、議員が仰ったことが懸念されますので、その辺はですね、色々と注視しながら、今後もこの問題については、対応出来ればなと考えているところでございます。このような状況、国が安定的に国民の食糧をですね、供給すると言う事は、国の責任として、必要な事でございますから、私どもも、きちっとその辺を弁えてですね、今後の対応に取り組んでいきたいというふうに考えています。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。杉本議員。

○8番（杉本邦雄議員）なんせ、その、道の対応が甘いと思うんだよね。と言う事は、安定的に種子を供給すると言う事を考えてみますとね。やっぱり、条例があつてこそ、きちっとやれるわけですね。更に試験期間も設置されるわけですね。国から、おそらく法律に沿った予算がカットされると、と言う事は道が大幅な負担になると言う事なんですね。そういう事を踏まえて、きちっとやるという姿勢でおるのかどうかと。それから、ゆめぴりかとかおいしい米がね、各府県でブランド米が1つ2つずつ出てきておる。どの県でも、競争して、今、先般、ブランド米が乱立すると言う様な新聞報道もありました。という中でね、例えば、ゆめぴりかというのは、病気に弱いんですね。弱いから農薬をいっぱい掛けないかん。と言う事は、それを改良するだけの、また何十年も掛かるわけですよ。それから、今、コストカットして、農業をやるとすれば、直販ですか。これが大変でして、あるいは、上食味の直販米開発、こんなことも、将来考えられるわけですね。そういう事を考えますとね、やっぱり、まだ、しばらく安定して大丈夫だなんていう、そんな生ぬるい考え方をしている人が道におるとしたら、なんか考え違いをしてるんじゃないかと。その辺をね、きちっと、やっぱり訴えてね、やっていただきたい。そうでないと、何十年か後にはね、種子は高いもの、劣悪な種子だと、こういう場合がどんどん出てくると、それがアメリカのいい例ですね。種子を握れば、国の食糧を握ると、カーネギーだとか、でっかい企業がね、遺伝子まで操作して、国が認めているんだと思えますけど、そういうような戦略を持ってね、企業はやってくる。それに太刀打ちできるかという、農協とかね、道は大変だと思うんですね。それは国の法

律を廃止したからという事なんだと思います。そういった生ぬるい考え方でなくて、道もきちっと今までの予算は確保すると、国がやらないわけですから、道がやるしかないですね。それから、農協もね、農協の役割として、種子の安定供給、これをしっかりやる。そういった考え方がないと、今までのような府県との戦いは出来なくなってくると、そんなふうに考えますので、この点をきちっと知事あるいは国の方に訴えて、やっていただきたいと思いますがどうでしょうか。

○議長（渡邊敏昭議長）町長。

○町長（金平嘉則町長）そういう意味では、きちっとやっていかないと、将来の農業が懸念されることも今、私も思いますので、今後は、私どもだけではなくて、農業団体、それから町村会等も含めてですね取り組んでまいりたいという風に考えております。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。杉本議員。

○8番（杉本邦雄議員）次に移っていいですか。

○議長（渡邊敏昭議長）それでは、通告順番4。ホロピリダムの小水力発電の設置を検討し、実現できないかを質問してください。

○8番（杉本邦雄議員）2枚質問出しておりますけども、もう一つは、ホロピリダムの小水力発電の設置を実現できないか。ホロピリダム、沼田ダムであります、建設当時ね、一回水力発電を検討はされております。ただ、落差がない、水量がないと言う事で、これは棚上げになりました。今回のこの考え方は、東北大震災、福島原発の故障って言うですか。これで、石灰エネルギーだけの発電とかね、それから原子力はだめだと、と言う事になりますと、電力を節電するとかね、あるいは工場を休まなきゃいけないとか、大きな社会問題になったんですね。東京も節電すると言う様な事もありました。それでは、国の発展に繋がらないと言う事で、ここで書いてありますように再生エネルギーで発電してはどうだと、これが下川町の例を参考に沼田でもバイオマス検討をされた計画された、私たちが聞きました。しかしながら、原料確保が出来ないと言う事で出来ないという事でありまして、沼田ではダムがあるわけですから、これもなかなかハードルが高いという風に聞いております。但し、ここに書いてありますとおりね、沼田でもハードルが高いというのは、送電線が石田の坂の下、変電所まで持ってこないといけない。というのがネックになったんですね。考えてみますと幌新温泉の電気代が2,850万円ですか、恵比島揚水機ですね、これが本来1,400万円掛かるわけですけど、節電したり、あるいは、雨が降った時は揚水機を止めたりと言う事で1,000万円で行っているようでありまして、更にあの、沼田ダムでも270万ですか、電気代使ってるんですね。あの周辺だけでも4,000万の電気代を使っておる。という事を考えますと、近くにあるダムをね利用して、やれないかと言う事で、検討した経過は、ペー

パーは私持っていますけども、改良区からもらった例では、1つの例ではアウトと、1つはOKと、それは積算のやり方が会社によって違うとか、そういう事だと思うんですが、ただ送電線をね、ここまで石田の坂まで持ってくるのか、あるいは、地元でその電気を使うのかと、そういう事を考えて、今の時代ですから、何とか短縮して、変圧器を持ってきて、やれないものかと、そういう考え方をもってモデル事業と言う事で、ここに書いたんですが、そういう事業で検討できないかと。と言う事であります。この水力発電はね、流量が少なくてもいいと、期間が短くてもいいと、今日朝、週刊誌から引っ張ってきたものを執行者に見せたことあるんですけども、今の水力発電というのはね、流量が少ないとか、期間が短くてもいいとかね、落差が3m50位あれば出来るとか、いろんな発電効力のいい発電機を使ってやっているんですね。そんなことで、ホロピリダムでもね、発電機を整備して、この考え方には、道でも、皆さん方も見ているかと思うんですが、道の北海道という機関紙、先般6月号に載っておりましたけども、そういった力を入れていきたいと、北海道にも書いてありますよね、6月に北海道と言う事で、広報誌が来ております。これは北海道新エネルギー導入加速化基金を活用し、エネルギーの事業と循環の地域の取り組みを支援しますと、そのようにこの中では、例としてバイオマスという需要とかね挙げております。いろんな資源を使ってやらないかと言う事で、道でも使用すると言う事でやっておりますから、これらの考え方を道にきちっと訴えて、そして、送電線が長くならなくて短縮してやれる方法がないのか、あるのか、これらを検討して頂けないものかと。そういう様な事で、地域の活性化に繋がらないかと言う事で提案であります。よろしくお願いします。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。町長。

○町長（金平嘉則町長）はい。私になってから、具体的に検討はしておりませんので、今、議員が仰るような形ですね、時代も変わってきておりますから、その意味では検討する価値もあるかなという風に思っております。昔、2012年に農村地域のエネルギーの利活用検討業務として、沼田ダムの検討が行われております。そのあと以降の確認等ありませんけども、その中ではですね発電原価の色々な数字が出ています。今、議員が仰ってる送電線の部分を含まれてませんから、これがどうするのかというのは、再度検討しなきゃいけませんけども、問題は、沼田ダムの管理は北空知1市4町で構成する沼田ダム維持管理連絡協議会が基幹水利施設管理事業として実施しております。国と道から約60%の補助を受けておましてですね。沼田町の負担率は、協議会の負担分の44.3%で、全体の18%の負担をしております。平成29年度予算では全体事業2,100万のうち、沼田町負担は、378万1,000円と言う事になっています。調査業務や建設については、北海道の業務としてなされるか、今後色々な判断をした中でですね、北海道やダム維持

管理協議会との協議が不可欠ですので、ここで発電されたものをどう使うかといういろいろとその段階でも検討しなきゃいけないのかなという風に、思っております。そういう意味では、今後、議員が仰ったことも含めてですね、その可能性があるかについてですね、北海道など関係機関と協議をちょっとしてみたいと考えております。なお、平成37年度に着工を予定しています国営かんがい配水事業の中ですね、沼田ダムの改修とか恵比島揚水機の改修、沼田幹線用水路の改修というのが予定されておりますので、そういったところも合わせてですね、可能かどうかの事もやっぱりその1つかなと思っておりますので、どちらにしても色々と勉強して検討して、道にまた可能になれば、働きかけていきたいという風に考えております。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。杉本議員。

○8番（杉本邦雄議員）水力発電というのは、北海道、割と後発地帯だと聞いております。既にあの、全国では1000か所位取り組んでいる。あるいは実現していると、そのように国ではね1万か所を目指してやっていこうと地方で再生可能なエネルギーを使ってと言う事での発電ですね、こういう事での取り組みをしております。そういった意味ではね、知恵を出してやっていかなきゃいけないというのが、今ほど答弁にありましたように確かに広域で扱っているダムでありますから、沼田だけが空回りしてもなかなか思うようにいなかいと、しかしながら、国は何とかしてこれらを進めて行きたいという考え方ですから、それらに合わせて、やっぱり深川あたりが多く負担金を出しているわけですけど、そういった理解を得てやっていくという考え方、また利用する電気の関係は近場にあるわけですから、北電に一時売却して、それらを有効に使うと、そういった提案をして、なかなかハードルは高いと言う事は私も聞いておりますけども、可能でないことではないと言う風に思っておりますので、これらについて、もう少し積極的に取り組む気持ちがあるかないかをお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。町長。

○町長（金平嘉則町長）可能性も含めて検討して参りたいと思います。

○8番（杉本邦雄議員）終わります。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。次、通告順5番。久保議員。町長は、JRの利用促進にリーダーシップを発揮すべきだがを質問してください。

○5番（久保元宏議員）5番久保です。私は通告のとおり件名、町長は、JRの利用促進にリーダーシップを発揮すべきだがと言う事で質問いたしました。町長の方にも資料行ってますか。町民の傍聴している方にも資料行っていると思うんですけど、もしなかったら手前にありますんで、それ見ながら説明させていただきたいと思います。お手元において質問聞いていただければと思います。北空知JR留萌本線問題検討会議が1月31日に深川で開催されまして、本町からも町長と議長と吉

住商工会長の3人が参加されて、いよいよ検討が始まったなという事でございました。時系列的に申せば、翌月の2月22日に本会議の三役である山下深川市長、神藪秩父別町長、それと北竜の佐々木議長の3人が道庁の荒川裕生筆頭副知事のところに、面会に行き、この会議の立ち上がった事と存続の要請についてお邪魔したと、その中で副知事との間に3つほどの合意があったと、国への要請をしましょうが1つ、2つ目としてJR留萌本線の必要性ありますよねと言う事と、3つ目としては、沿線の市町も国にお願いばかりではなくて、利用促進の自助努力の役割をしっかりと作るべきだと、そのような事を議論されたようです。そして、先日5月29日に開催された第2回の検討会議で実務担当者による幹事会を設けましょうよと、そういう事で、そこでどういう事をするかとなると、鉄路の利用促進策や国などへの要請活動の在り方の議論をすると、いよいよこれが始まるのかなと、考えております。この議論の中で、なかなか町長が3役にならなかつた事もあって、沼田町民としては金平町長の顔がちょっと見えないなというところがありますので、この機会に町長が、この会議で発言されている内容や本件に関しまして活動を考えている事を伺いたいなと思って、質問を差し上げます。この間、我々議員でも、所管の委員会を作りまして、議論をさせていただきましたし、沼田町の商工会の理事会、総会等でも商工会長中心に利用促進案を考えてきました。我々議会で出た案や商工会のところで出た案などを沼田町観光協会や商工観光課の課長などに伝えてきましたので、それが先ほど申した5つほどの案だったので、まとめてありますので、これが全部ではないんですけど、主に出た事を簡単に説明させていただきます。資料の表紙は、A4の4頁なんですけれど、その最初のところは、こんな形で沼田町は維持してるよと、もし残すとすれば、こういうような事が考えられるんじゃないかと。それを出たアイデアを整理してみました。例えば、夜高列車の復活をしたらいいんじゃないとか、沼田町にはすずらんがかつてあったんで、それを活用したらいいんじゃないかと、トムトム広場が町の中心にあるのでそれを何とかしたいかと、一方では、町民からいろんな要望が出てると。そこらへんをまとめて、具体的に何をするかと議論が、いよいよ利用促進策と言う事で行われるので、この1頁目の下に、5つほど書きました。1つはJR留萌本線のフォトコンテスト、2つ目としてNHKすずらん20周年イベント、3つ目沼田と留萌間のJRの往復切符を利用した握りずしセットの生ビールのチケット、4つ目としてオテルドミクニ、三國清三さんという増毛出身の方が、今現在、JR北海道の札幌駅のところで店舗を展開しているので、一度彼を象徴として、JR留萌線を利用したらいいんじゃないかと。5つ目としてJR留萌線の20の駅を利用したCDを販売したらどうかと。次の頁からそれぞれ書いてありますので、お時間のある時に是非、目を通していただきたいと思うんですが、このような具体的なアイデアをそろそろ出して一歩前に進まなければ、

待っているだけでは、なかなかJR促進案にならないし、国に要請する時にも、汗の流し方が、地域の姿が見えないんじゃないかと、沼田町の第5次総合計画も改めて見させていただきましたが、残念ながら、JR駅に関する事が触れられていなかった。で我々議員もあの、一緒に議論した仲間として、少し恥じるところもあるんですが、その一方で、沼田町の長生クラブの方々が長期間、駅の清掃業務を担当されたりとか、商工会の吉住会長を中心に、沼田町のJR留萌本線フェアというやつをいろいろ計画して、スピード感を持って実行されましたし、一方で、JR北海道はどうしているかと言いますと、JR北海道側もいよいよ、魅力再発見留萌本線キャンペーンとか、無人駅を観光協会や商工会議所に無料で貸し出し、利用した賑わい創出やJRの列車内での地場産の販売、観光協会に貸し出すとか、そのような事もいよいよ打ち出しました。いよいよ、それでは留萌本線のど真ん中にある沼田町の首長、金平町長の出番だと思います。町長が用意されているJR留萌本線の利用促進事業をこの機会にご報告いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。町長。

○町長（金平嘉則町長）今、議員も仰ったようにこの間、留萌線の会議ではですね、利用促進の為の意見を出し合っていこうと言う事で、具体的な論議にはならなかったですんで、今後、幹事会担当者が集まってですね、具体的な方向を出そうと言う事で、協議が終わった次第でございまして、近時下、その担当者会議が行われますので、そういった中でこの議員のこれも一つの参考例として、出していく方向がいいのかなというふうに考えているところでございます。ですけども現状、ご存じのとおり、協議会には留萌市さんが入っておりませんので、そこがネックになっておりまして、協議会の中でも留萌市さんがちゃんと入って、一体となって取り組むべきでないかのご意見もございました。そういう事も含めてですね、留萌線全体で取り組んで効果のある利用促進策を検討していくべきかなと思っていますので、それらについて、また、議員の素晴らしいアイデアをお聞きできればと考えています。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。久保議員。

○5番（久保元宏議員）非常にスピード感がないというか、今、伺ってても、ちょっと愕然としたんですけど、もともと、増毛線の廃線の議論がJR北海道側から島田社長側から出た時に、我々沼田町は、どのように動くのか、という議論を議会の中で出しましたが、まだ、留萌線本線について触れられていない以前の時には、増毛留萌間で議論しているときには、沼田町がわあわあ言うのと、留萌本線に手を入れられるんで藪蛇になるから、なるべく慎重に対応しようというような所が概ねの雰囲気だったので、なるほどと思っていたんですけど、その後にJR留萌線が本線を無くそうと言う事がJR北海道からぱんと出たんで、いよいよ沼田町の出番かな思いま

したら、今度は町長は、いや、これは道のマターだから、北海道なり、北空知が動くまでは少し待とうやと言う事で、12月になってから道が動き出したときに、じやいよいよ道が動くのかなと、12月定例議会でも、我々議員として、意見書で国が補助すべきだという全員の統一見解の意見書を出させていただきました。その意見書に関しては北空知、オール北空知のすべての議会でも、ほぼ同じ文言で、ケイカしました。いよいよそこで、留萌線の町長が具体的な事業提案をされるのかなと思いましたが、そこでもまだなく、どうしてですかと伺うところによると、北空知の検討委員会が1月の末に始まるからと、1月の31日に始まった段階で動くのかなと思って、それから半年間、半年後にまた同じような質問を差し上げても、私のアイデアを褒めていただいたのはうれしいんですけど、町長自らが、実はそこで、一步踏み込んで提案して、国に対して、お金を貰う代わりに、我々もこのように汗も知恵も出しますよと、そういうようなリーダーシップを出すべきではないかと私は考えております。町長がおやりになりたい事業の例えば、まちなかダマルシェの部分と厚生クリニックのその2つを繋ぐ、町づくりの根幹は、JR留萌線石狩沼田駅をセンターにおいて、東西の物件を有機的に結び付ける。それがコンパクトエコタウンの思想だと町長はいろんなところで発言されてますし、我々町民もそれに納得して予算を付けさせていただきましたし、いろんなワークショップに出させていただきました。ところが、駅を中心とした利用促進に関しては、先ほど申し上げましたようになかなか前に進んでいない。一方、山下市長はスピード感を持って利用拡大に取り組むと～に載っています。今までやってこなかったのは、致し方ないとして、これからどのようなスタッフ構成で、どのような指示で具体的に準備して、進めて行くのか。その部分をまずは伺いたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）町長。

○町長（金平嘉則町長）スタッフ構成と言うのは、沼田町の話ですか。それとも、どこの話ですか。

○5番（久保元宏議員）町長がお考えになっている事を、例えば、留萌も含めてでもいいですけど、役場の職員も含めて、どのようなふうに進めて行くかと言う事です。

○町長（金平嘉則町長）1市4町の協議会が、商工会、農協含めて皆さんでやろうという風に今、動いています。そこで、きちっと論議をして行こうというのがスタンスでございまして、その中で、さっきも言ったように、この利用促進策について、早急に検討してやっていこうという風に此間、話し合われたばかりでありますから、やはりその枠組みの中で、皆さんで取り組んで、そして、留萌市も入って効果的にこの運動に取り組むというのが、今のスタンスで、私共も具体的な提案があるかと思えば何もなかったもので、今後、具体的な提案を我々もきちっとやって論議

をしていく時ではないかなという風に思っています。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。

○5番（久保元宏議員）JR北海道側では、ご存じだと思うんですけど、今から3年後に国の支援がなくなるんで、2020年になったら財政的に厳しくなるよと、それは経営者側の非常に厳しいお考えで真摯に語ってくれていると思います。3年というタイムリミットがある中で、町長今申し上げたような利用促進策をどのようなスケジュールでお考えになっているか。もう一つ質問としては、北空知留萌線検討会議、そこで町長はどのような発言をされているのか。町長自身のお言葉で沼田町の代表として、その場でどういう事を発言されて、その言葉を踏まえて、JR利用促進策の具体的な決意を最後に伺いたいと思います。スケジュールと会議の決意です。

○議長（渡邊敏昭議長）町長。

○町長（金平嘉則町長）スケジュール的にはですね。今、具体的なスケジュールは提示されておきませんので、3年というのは、JRが言っているだけの事で、それはJRの問題ですので、我々は、粛々と利用促進と留萌線の存続に向けて、留萌線挙げてですね、やっぱりこれを取り組んでいくと。言う事がまず基本姿勢かなと思っています。この問題につきましても、留萌が入っていない事についても、私も深川市長に何回か言ったこともありますけど、それがまだ解決されておきませんので、まず、それを留萌市がなんとか一緒になって協議に入るような論議をきちっと私共としては要求して、そこからスタートするんでないかな。という風に考えております。スケジュールについては具体的な事については今考えていません。検討会議については、今、論議をしていますけども、特に今、存続についての話だけで、具体的な提案はまだ、私の方からしていません。

○5番（久保元宏議員）わかりました。

○議長（渡邊敏昭議長）次、通告番号6番。長原議員。ご当地ナンバー制度を進めてはを質問してください。

○6番（長原誠議員）議長。6番長原誠でございます。私は、今回ご当地ナンバーの制度を進めてはと言う事で、町長にお訪ねします。ご当地ナンバーの制度については、自動車のナンバー等は、国の道路運送車両法に基づき、ナンバープレートの形状及び図柄などが国の基準で決められております。最近では、一部県を跨いだ、国交省の認定を受けたナンバーについては、富士山ですとか、大きな県を跨いだナンバープレートも実際出来ているところではありますけども、基本的には、そういう国の基準で定められておるところであります。一方、総排気量は125CC以下の原付バイクですとか、小型特殊、ミニカーなどは、それらのナンバープレートについては、市町村の条例に基づいて、地方課税の為に、標識という形で、交付され

ておりますけども、その、図柄、形状については、自治体の裁量で自由に決められる、規定はないという風にお聞きをしております。最近、地域振興だとか、観光PRを目的としたご当地ナンバーを交付している自治体が全国で出てきております。道内では若干少ないんですけども、一部紹介をさせていただきますと、北見市などでは自治体合併の際に、カーリングのストーンをデザインしたものですとか、千歳市については、千歳空港あります関係から、航空機のイラストがナンバーに書かれていたり、室蘭市では白鳥大橋をデザインしたナンバープレートだったり、稚内市では日本のてっぺんと関係がありまして、最北の塔とロゴを入れたナンバーであったり、町村では、上富良野町がラベンダーをデザインしたもの、幕別町はパークゴルフの発祥地と言う事で、パークゴルフ場及びナウマンの町と言う事で、そのイラストをナンバーですとか、美瑛町は丘の町と言う事で、そのイラストを入れたナンバーであるとか、地域の特色を表したユニークなご当地ナンバープレートが作成されて、デザインについても、ネットですとか一般町民に公募した中で作成して交付している。そんな取り組みをしている町がございます。残念ながら空知管内では、芦別市が今やっていますか。位で割と少ない風にお聞きいたしております。今、ふるさと納税の関係で、前段、高田議員も話してありましたように、大変ありがたい沼田町に大変な税収を頂いていると言う事で、こういったものを活用しながら、このご当地ナンバー、沼田のオリジナルのご当地ナンバーを作り、普及したらどうか、そんなふうにご考えておりますけど、町長のお考えを聞きたいと思っております。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。町長。

○町長（金平嘉則町長）はい。ご当地ナンバーについては、私共の種類と最近のナンバーの交付状況を、まずお知らせしたいと思っておりますけど、ここ5年間で、例えば、50CCで25枚、90CCの黄色で4枚、125CCの桃色で2枚、小型特殊緑これが一番多くで193枚、ミニカーが4枚と言う事でございます。そういう意味からすると、今、議員の仰る事、28年度は34のナンバーを交付しておりますですね。この5年間で先程言った様に84.8%小型特殊でございまして、そのほとんどが農耕作業用のものだと、言う事でございます。ナンバープレートの私共の在庫も抱えておまして、今の在庫からすると7年間はこの在庫に耐えうると、言う状況でございまして、残念ながら1枚の値段600円を考えて、値段とも言えませんが、議員が仰る、そのいろんなPR効果がございまして、大きな町では、例えば50CCとか、90、120とか多いんですけど、うちの場合は、農耕用ですから、果たしてそれが、議員が仰る様な効果があるのかっていうのも、私共も慎重に考えなきゃいけないなという風に考えているところでございます。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。長原議員。

○6番（長原誠議員）只今、現状の発行枚数と言う事で、お知らせいただきました。

私も調べてみますと、再交付も取り組んでいる町もございまして、また、現状のナンバープレートかご当地プレートが選択できる。そういった取り組みをしている町もありますし、50CCのみで1年間で何台とかがっていう数量を制限して交付している町もありますし、特に町長今、小型特殊の事を言われたんですけども、私共もかなり、枚数付けているんですけども、非常に小さくて見づらい、本当に申し訳程度に付いているナンバーだなと言う様な感覚がしているんですけど、トラクターですとか、フォークリフトですとか、小型のフォークリフトですとか、特に冬場の除排雪に使う小型トラクターショベルなんかは、非常に町の中でもたくさん動いておりますし、一定のPR効果はあるんでないかな。という風に感じておりますし、全体的に管内でも、大分そういった動きが出ておりますんで、確かに在庫があると思うんですけども、期間限定という形でもいいと思いますけども、やっぱり沼田独自のそういうものもあっていいのかな。そんな風に思っておりますけどもどうでしょうか。

○議長（渡邊敏昭議長）町長。

○町長（金平嘉則町長）簡単に言うと難しいかなと思います。確かに今、一種類だけをやって、私の手元にも50CCでいま、沼田では何枚が出ているか、把握は出来ない、ちょっとわかりませんので、全体的な事も含めて慎重に検討しなければいけないのかなと思っております。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。長原議員。

○6番（長原誠議員）大変難しいな。700枚も在庫があるというのが、今日初めて聞いてんですけど、在庫の持ち過ぎでないかなという気がしますけど、是非、本当に先程言いましたように、ちょっとなにか軽車両にしても、バイクにしても、平凡的なプレートで町の特色を出したものが、走ってPRするという事も非常に効果があるんでないかなという気がしますんで、早急にとは言いませんけど、恐らく近隣でも、今後、取り組んでくると思いますんで、町をPRする為に、沼田も是非とも考えていただきたいなとそんな風にお願いをして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。次に通告順7番。津川議員。やさしい町づくりについてを質問してください。

○2番（津川均議員）議長。2番津川です。3月の定例会に続きの質問になるかと思うんですけど、やさしい町づくり、是非目指してほしい。と言う事でいろいろと例も挙げさせていただいてですね。案内板だとか利用料金だとか、あるいはホームページの改めでの、再検討してもらいたいだとか、という例を挙げながら、やさしい町づくりを目指してほしい。と言う事でご意見を申し上げたところでありますけども、町長は前向きに理解をしてくれたのかな、思う様な答弁でございまして、十

分に検討して、出来るところから手掛けていきたい。という心強い答弁をいただきました。当然、この3か月も経っている6月になれば、何かそれらしき兆候、それらしき手はかりというものが、出てくるのかな。という風に期待をして行政報告を読んでおりましたけども、それらしきものが1つも見当たらない。非常に残念で、あれは町長のリップサービスだったのかなという風な思いさえもしております。是非ですね、この3か月間の間に、どの程度どれ位、そういう検討をされたのか、果たしてしなかったのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。町長。

○町長（金平嘉則町長）議員。3か月、実数そんなに期間はございません。4月に始まってからですね、基本的には新年度の政策予算でだとかいろんな形で、事業を提案させていただいて、議決いただいて、4月からスタートしてるわけでございます。そういった中で、まずやらなきゃならない事をきちっとやっぱり順番にやっていかなきゃいけませんから、その中で議員が仰った事を即4月から指示をして、それに論議をしてと言う事は、我々の今のこの2か月、4月からの中では、難しいのかなという風に思っております。そういった中でも、きちっとやっぱり我々としては、これを町づくりの今後の移住定住とか、なんかも含めてですね、やらなきゃいけないという形に関しては、プロジェクトを立ち上げて、行政報告にも書いてありますけども、5つのプロジェクトを立ち上げて、その中身について今、当面やらなきゃいけないことをから順番に取り組んで検討しているところでございます。そういった中で、この2か月3か月の間に何もなかったと言う、それは当然お話でございまして、具体的に今、申し上げることはございませんけども、ただ、幾つかあるんですけども、例えば今回、補正予算挙げて各施設の予算委員会で大沼議員からありましたパークゴルフのウォッシュレットが来た方に意見があると言う事で、私共も今、公共施設も含めて全部をチェックをして、本当にそれは最もだと、いう形で、今回補正予算に上げさせていただきました。それも1つだという風に思っていますね。出来る事から少しずつやっぱりやっていかなきゃいけないので、意見があったからではありませんけど、やはり我々としては、やっぱり気が付かなかったところがあう言う形で予算委員会で話があったので、これを1年待って、来年度の当初予算にという風にはならないので、やっぱり意見のあったものについては、即そういった、やさしい町づくりに直結するとなれば、当然補正で上げた方がいいのではないかという判断で、今回補正予算に上げさせていただいております。そういった意味で、少しずつやっぱり、やりうるものはやってですね、予算の係るものについては、またご相談しなきゃいけませんけども、出来る事はそういった形で、取り組んでいきたいと思っておりますので、議員、もうちょっと我々に余裕を与えていただきたいかと思っております。

○議長（渡邊敏昭議長）津川議員。

○2番（津川均議員）今、言える事がない。報告する事がないと言う事自体がですね、私にとっては何もしていないのかな。という風にとられても仕方ないですね。何も報告出来ないと言う事はない。例えば、いまはつきり決まっていなくても、こういう事を検討していますよだとか、あう言う事を検討していますよだとか、そういうものが少し位あってもいい、今やってるとしたら、やる気があるとすればね、そういうものがやっぱり実際に声として聞かしてもらわないと、我々にとっては、それは何にもやってない。あるいはあの、どういう現場とどういう打合せをしたかだとか、どれ位回数までは、聞きませんが、この位やっているよという、そういう説明が聞けるのかな。という風に思ったんですけど、そういう説明も今ない。そういうのはすごく残念なんです。それと、これは教育長の時に質問しようと思ったんですけど、ウォシュレット、確かにあった方がいいです。ないよりはあった方がいい。あった方がいいけども、ウォシュレットが私はパークゴルフ場の中では最優先だとは今、思っていない。思っていないし、いろいろと現場の人たちに、来ている常連のお客さん、あるいはあそこの従業員たちに聞いても、まずウォシュレットと言う言葉は出てこないんですね。それよりももっと必要なものがある。まずあるんです。だから、現場といかに、その担当者の人たちがきちんと打ち合わせをしてないかという事なんです。本当のやさしい町づくりをしようと思ったら、いろいろある、数ある多くの現場、旭寿園、和風園、それから公園、パークゴルフ場もそう、あのキャンプ場もそう、ほたる館もそう、たくさんの現場、その現場と職員の皆さん、町長、あるいは理事者の皆さんたちが、どれくらい相談をしているのか。どれ位現場へ行って、そういう話し合いをしているのか。っていうのが、これがやっぱりやさしい大切な町づくりに、私は繋がるんだろうという風に思っています。もし、少しでもこういう事を検討してるんだ、言う事あるいは、こんなことも話し合ったよだとかっていうものがあれば、再度お伺いしたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。町長。

○町長（金平嘉則町長）先程、詳しく話してはおりませんでしたけども、5月上旬に開けたプロジェクトの中で、関係職員を集めて、今具体的な町づくりについてのいろんな論議をして、その中で、例えば、移住定住のチームではですね、沼田町の住みやすさとかですね、対外的なPRを含めて、検討項目に挙げて、実際何回かの協議を始めております。ですからやってないわけではないんです。具体的なこれをやります。って事は言えないだけの話で、協議は開始しております。例えば、先程、行政報告にもありましたけども、5つのチームを今作っておりますので、それらのチームの中で、どうしたら、実際に、この最終的な目的は、人口増とか、移住の問題とか、いかに住みやすい町を作っていくかというのが、一番の大きなテーマでご

ざいますから、そのテーマに向かって、今それぞれ各チームは、過去の中で、5月に立ち上げて1回、2回、3回と集まって、プロジェクトチームの会議を行っております。後日、皆さんにご報告する時があると思いますけども、そういった中で、こないだも6月11日に旧幼稚園でですね、イベントを開きました。これも今まで、小学校でやっているのではなくて、やっぱり、あう言う幼稚園をやって、そしたら、あの中にも、町外からも来てる方もいらっしゃいました。そんなことも含めたら、少しずつやれるところから、やっていると言う事はご理解ください。検討をしている事もお理解いただきたいと思います。現場の話はございました、それぞれの担当課長も含めてですね、色々聞いていたとは思いますが、まだ議員が仰るとおり不十分な点があるかなという風に思います。それらを含めてですね、改善して何とか、住みやすい、そしてやさしい町づくりに取り組んでまいりたいという風に考えてます。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。

○2番（津川均議員）そうですか。それを最初に聞かしていただければ、2回目の質問の時に、じゃーいつ頃そういう報告が聞けるんですか。って聞けるんですけど、もう3回目になっちゃたからこの後聞けないんですけども。13日の新聞に、管内の観光客数の16年度の記事が載っておりました。沼田町は残念ながら、24市町のうち20番目、16万3,600人、多少ね、この数字だけ見てもね、たいして、あまり重要視する必要がないのかなという風に思います。例えば、その下の奈井江町なんてのは、奈井江町でない、新十津ですか、新十津は、沼田より下で15万人ですけども、前年度に比べたら、107%努力してるんですよ、伸びてるんですね。それから、その下の月形、23番目の月形も106%、それから24番目の上砂川も104%。去年より伸ばしてるんです。逆に1番の砂川市120万人。だけど95%、落としてるんですよ。そういう中味があったり、あるいは一番大事なのは、この中で、この観客数って初めて来ている人ばかりなのか、あるいは2回目3回目来てくれてる人がいるのかいないのかなんですよ。また沼田に、あの来てみたい。行ってみたい。そう思う人が、この16万人の中に、どれくらいいるか、っていう事が私は、やはり値のあるもんだと思うんですよ。1回来て、沼田っていうのは、1回行きゃいいや。1回着たらいいわ。もう2度とそんなわざわざ来なくてもいいわ。全部が新しい1回目の人ばかりだったら、これはいくら数字が高くても、私は意味がないと思う。少々人数が少なくても、やっぱり2回目3回目、来てるような町は、やっぱりいい町なんだろうな。という風に思いますんでね。是非そういうところも検討に入れて、そういうプロジェクトチームを作って、是非、やさしい町づくり努力して頂きたいなという風に思います。最後に、今言われた、検討される内容が、大体いつ頃、我々の方に報告してもらえるのか。別に定例会でなくても、

臨時会の中でも、途中でも結構ですから、あの、大体目途として、いつ頃、出来るのかお伺いをして終わりたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。町長。

○町長（金平嘉則町長）一部は実施出来るものは、実施していきますけど、最終的には、来年度の予算に向けて一部動いてますので、遅くても10月11月には、まとめなきゃいけないと考えています。

○2番（津川均議員）終わります。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。それでは、ここで、休憩を取りたいと思います。右側の時計で、14時30分まで、休憩を取りたいと思います。

14時20分 休憩

14時30分 再開

（ 一 般 質 問 ）

○議長（渡邊敏昭議長）再開致します。通告順番8番。質問議員、橋場議員、安倍内閣の憲法改悪路線に反対されたいを質問してください。

○10番（橋場守議員）戦争法が出来て、よそに出て行って、日本の自衛隊も殺されるっていう様な状況が出来てしまって、本当に残念に思っています。憲法99条には、天皇をはじめですね、総理大臣も含めて、公務員が憲法の条項を守るという守らなければならないと言う事を決められているんですよ。ところが、その憲法の一番大事な9条をまだ変えられないうちからね、すでに自分から総理大臣から条項を作って憲法を変える。という前代未聞の事が起きています。私にも、はがきが来ましたよね。紹介したように、橋場さんは中国や北朝鮮が攻めてきたらどうするだ。という話だったんですけども、それは困るんですけど、北朝鮮の問題や中国っちゅうもの～し、北朝鮮はとんでもない状況になっていきますけども、あの韓国自身がですね、戦争をどんなことがあっても、戦闘で物事を解決するようなこと出来ないから。と言う事で、北を攻めることを反対してるんですね。一番被害を受けるのは、韓国なんですよ。もし日本も、それが始まったら、大悲劇を受けると思うんですね。ですから、私は何と言ってもね。憲法9条を守るってことをね、みんなで考えなきゃならないんでないかなと思うんです。それで今ですね、実は、世界ではいろんな紛争が起きていきますけども、大局的には、戦争やめようというね、力の方が大きくなっているんでないかなと思うんですね。ここに世界は大きく動いておりますと書いてありますけども。実はこれまで、核戦争無くすためには、核兵器を廃絶しなければならんっていうような多くの人たちが思っていたんですけど、核兵器廃絶に反対していたのは、核兵器を持っている国々なんですよね。今ですね、核不拡散条約っていうのがあるんですよ。これは忘れちゃいけないけども、核兵器を持って

る国はいいけれども、これ以上の他の国は、持ってはならない。っていうとんでもないおかしい条約なんですけど、これには、今189の国が契約しています。ところが核兵器を完全になくしようと言う事になると、この5つの国が反対するんですよ。ところが、今回ですね、この2.3年の間にですね、情勢が変わりまして、去年は核兵器廃絶の条約を作ろうと言う事で、今年の3月27日からニューヨークで、核兵器禁止条約の国連会議っていうのが開かれました。これでね、今までは核兵器を持っているアメリカだとか、ロシアだとか、そういう国が核兵器廃絶の条約には反対してたんですよ、なかなか進まなかったけれども、今回はおかしいことに、これまで大きな顔押して、核兵器廃絶に反対していたアメリカだとか、ロシアだとか、5つの国がね、会議の会場から出て行ってしまったんですよ。一緒に、これまでは、その人達の方が、主役のような顔してたんですけど、今回がそれらの国が居れなくなって、外に出ていくっていう、こういう状況が国連の中で、出来ました。そういうアメリカやロシアやそういう国々が、会場から出て行ったけれど、そこにこれまではですね、会場の外にいて、是非条約を作れと言っていた市民の団体の人たちが、その会場に入って、一緒に協議できるような、そういう状況が、国連の中で、生まれてきたんですよ。こういう風に世界の情勢というのは、変わってきているんだな。と思うんです。ここに書いているように、国際条約締結の実現へと、会議では115カ国と市民社会の団体が参加して会議をやっていた。5つの核保有国に同調する人たちが20カ国位がですね会場の外で、条約反対という叫びを上げる様なそういう逆さまな状態が今年の3月27日から31日までの会議の状況だったんです。それでその会議の中で決まったことは、それは1期なんですよ。第2期の会議は、今始まってやっています。核兵器禁止条約を交渉する国連会議、その議長というのは、小さな国だけれども、コスタリカという小さな国の外交官が議長をやっているんですね。窓の外では、会場の外では、その反対の運動が、大国によってやられているけれども、そういう事が進められてきた。それで、これまではですね、その核兵器廃絶の条約については、全世界の人たちが入らなくていいと、国連に加盟している国の40カ国をまず調印されたら、それでその条約を発足させようとなっているんですよ。こんなふうに状態がずんずん動いてきているのに、そういうところに、目を向けて、戦争を防げるだと言う事を、私たち国民がしっかりと自覚していく必要があるんでないかと思うんです。北海道新聞に出たんだと思うんですけどね、2人の作家がなんかの人がね、こういう会を作りました。日本の今の憲法を100年続かせたら、絶対、世界中がそれを正しいと言って、一緒にやるようになるだろう。だから、100年憲法を変えないと。という2人委員会っていう、2人でもって委員会を作って、これをやるぞ、とって新聞に出ましたけどもね。やはり、戦争をやるんじゃないかって、せつかくの戦争をしないと言う憲法を持

っているんですから。それを世界に広げていくっていう。そういう立場で絶対にあの、憲法改悪をしないようにという私は、思うんですけど、町長はどういう風に思うかお聞かせください。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。町長。

○町長（金平嘉則町長）私も、基本的には戦争放棄というのは、尊重しなければならない。と思っています。ただ、今、テロとか、色んな起きている問題が、それで解決できるかっていう問題は、本当に不安だっていうかですね。テロが戦争なのか。っていう問題もありますけども、やっぱりこれは、今どこでも、起きる可能性があると言う事でございますから、これはやっぱり、その為にある程度のやっぱり対応をしておかなきゃいけないなと思っています。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。橋場議員。

○10番（橋場守議員）そういう対応は、しなければならないと思っているけども、あの憲法の立場は守らんきゃならんと。という立場でしょうか。変えてもいいと言う立場でしょうか。

○町長（金平嘉則町長）基本的には、憲法を順守すると言うのが、立場でございます。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。橋場議員。

○10番（橋場守議員）次の問題と繋がるんでね、移ります。

○議長（渡邊敏昭議長）そのまま続けて、9番をお願いします。

○10番（橋場守議員）テロの問題、今出たけどね。実際にはね、テロを無くすると言って、中東でもってアメリカが、大爆撃してますよね。こないだもとんでもない、爆風なんとか、ってゆって、無差別に人を殺す爆弾を落としましたよね。ランプさんが。したらね、フセインがね、危険な兵器を隠していると言う事で、アメリカが中東を爆撃したんですけど、イラク戦争っていうのは、フセインが危険なものを隠しているっていう事で、全くそんな事がなかったんだけど、爆撃しましたよね。そんな時にね。大体、数十万から百万と言われる戦争に関係ない市民の人が殺されているんですよ。アフガニスタンっていう所に、日本からも行って、国境なき医師団っていうのがあるんです、その人たちがアフガニスタンに行って、医療や福祉の問題について一生懸命活動しているんですけど、その先頭になっていたお医者さんが言っているのは、私は医者なんでけれども、向こうに言ったら、土耕をやって、水路を作ってね、食物を採れる様なそういう仕事もしているって言ってました。そして、私たちが平和憲法を持って行っているんで、その地域の人たちが日本を本当に尊敬してくれてた。ところが、アメリカではイラク戦争やってからね、自分たちの仲間をバタバタ殺されるわけですからね。それで私たちも、危険な目に状態に置かれているっていう事言ってました。ですからね、テロをテロって言うより、日

本がもし、そういう民生や医療の問題で、その人たちに接していたら、自衛隊なんか送らないでやってたら、日本にはテロなんか来ないんですよ。その辺がね、やっぱりね、安倍さんが逆さまな事をやっているんじゃないかな。と思います。そこでですね。テロ等組織犯罪準備罪というこの法律にね。是非、町長も反対してほしいんですけども、岐阜県にね、大垣市というのがあって、そこでね、警察が市民の人たちの監視を続けていたことがあって、その今裁判が行われています。2015年の8月にですね。中部電力の子会社が計画する風力発電について勉強会を開いたんですよ。その勉強会を開いた人たちを、警察は監視して、その人たちの行動を全部ね、それから経歴まで、過去の経歴まで、中部電力の下請けの会社に行って教えてたんです。お互い情報取り合って、こんなことがあります。警察署と中部電力下請け会社との意見交換の議事録がね、今度裁判の中で押収されたんですよ。その中にですね、大垣署員の大々的な市民運動に発展するとおたくの会社の事業も進まないだろうと、平穏な大垣を維持していく為、そういう事までも、議事録すっかり、話し合いの文書が出てきたんですね。この時には、今、裁判やっているんですけど、この日と書いた人はね、まず、朝日新聞がある地方の新聞、その地域の新聞から記事を拾って、この人たちのところへ、監視されて行ったところ行ってね、新聞にこういうのが出てたけれど、どうなんだと。行って話したことね、朝日新聞が次の日発表したらいいですね。そしたらね、それで分かったんですけど、その中でもって、名前を全然新聞に書かさってないのに、誰と誰が、会合してね、こういう話をしてたっていうのが、警察の方から下請け会社のとこに行っているんです。なぜその人たちが、名前が載ったのかな、って言ったらね、風力発電所の発電のついでに、それも知らなかった人がね、警察の監視を受けていたって言うんですよ。船田さんっていう人なんですけど、この人はあの、3.11の原発事故の時にですね脱原発運動をしていたらしいんですよ。現在は、その時点では、この事件が終わった当時には、～もって入院していたんです。ですから、そういうところに、全然全く出てないのに、なぜそうなったのか、って言ったら、結局以前に、3.11原発事故の反対運動をしていたとか。それから、あの、住職さんが言うんですけど、この住職さんも30年位前に、ゴルフ場を作るときの建設反対の運動をした経験がある。それらも全部、会社との話し合いの中に載っているっていうんですね。ですからね、まさに今、このテロ防止法が出来る前から、日本の市民の人たちが監視されているんです。それで15年ですから、一昨年の中野内閣委員会で、大垣警察署市民監視事件の追求したんだそうです。そしたら、当時のそこに出てきた警察警備局長が、それは、通常行っている警察業務の一環だと言って、答弁に立っらしいんです。こういう事が、実際にはもう、法律が決まる前からずっとやられている。言う状況があります。そうするとこれがもし、決められたですね、私たちはいつも、

監視される状況になるだろうと。こうゆう答弁したそうですよね。望遠鏡持っていけば、鳥の観察に行くんだらうと。お酒を持っていったら、花見だらうと。って言う様な事を国会で答弁したって言われちゃうんですけど、そういう風に今、監視されていると。北海道の釧路方面本部長の原田さんという人が裏金問題で警察を辞めて、今、警察のそういうやり方に対して、いろいろと講演をして歩いてくれているんですけど、安倍さんが日本国民全部見るわけじゃない。一般人の人は関係ないんだと。という発言をしたんだと言うんだけど、原田さんは一般人と言う事は外れるんだと言ったら、一般人というのは、どうゆう人なのかと。定義をしないとならんだらう。と言うんですよ。どうやって定義するんでしょう。要するに主義主張を持って、政治だとかそういうことに対して、関心を持たない人。そういう人を一般人と、安倍さんの言い方で言えば、なるんだらうとですから、テロ防止法案で言うのは、関係のない日本人はいなくなるっていう事なんですよ。そういう関係の法律ですので、是非とも、町長も反対の立場で、いろいろと話をしたいってほしいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。町長。

○町長（金平嘉則町長）私も国会の論議を衆議院の見ていて、今の山菜の話も出ましたよね。あれは、みんなで打合せして採りに行ったら、処罰の対象になるっていうような話でございました。270いくつの6か7の犯罪が明記されていますけれども、あれも見ても、私は論議を見ても、失礼な話、本当に分からなかったです。どういう論議をしているかさえもわかんないというか。わかりにくいというのが、第1でございまして、国はやっぱり、きちっとした説明をしないままですね、本日未明に参議院において可決されてしまいました。そういった意味で、インタビュー聞いても、本当に我々の安全が守られるから賛成だと言う人もいれば、今言ったように監視社会になって困る。という人も、本当、賛否さまざまだと思います。ま、そういったことであの、正直なところ、あの論議を聞いても、本当にどれがどういう風になっていくのか、わからない状況でございまして、これはきちっとした説明が、今後なされてですね、理解したうえで、行かなきゃいけないと言う事で、反対というよりはまだ懸念して、今後、疑念っていうかですね、持っているっていうのが、今の気持ちです。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。橋場議員。

○10番（橋場守議員）今日、朝、参議院で決まっちゃたんですよ。でも、決してこれであきらめないで、やっぱり、実際にそれを安倍さんがね、使い道のない様に、我々しなきゃならないと思うんで、是非町長、今言われたように監視社会を作らないようにってことで主張して頂きたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。次、通告順の10番になります。国民健

康保険制度の都道府県1本化に対する見解を聞きたいと言う事で質問してください。

○10番（橋場守議員） 来年から、国民健康保険が都道府県の1本化されてくるんですが、安倍内閣は、とにかく高齢化社会がどんどん出来ていくので、医療や介護、福祉に対する予算が増えると言う事、承知でいながら、削減をしていますね。結局ね、これで行くと、健康保険も今のところは、いろいろ例えば、あの、一般会計からの持ち出しやなんかも禁止はしないと言う様な発言をしてるんだけど、一般財源の持ち出しは許さないとかね、いろんな締め付けが来ると思うんで、是非とも反対の立場を貫いて、職員の皆さんが、道が主催するいろんな議論や研究会や説明会に行きますよね、この時やっぱ、しっかり反対の立場を取ってもらいたいと思うんです。こないだの消費税については、町長は、社会福祉に対する費用がどんどん増えていくんで、消費税は仕方がない。と言って、2回目もそれ以上言う事はない。と言う様な事を言われましたけども、ここにね、1999年ですから、97年ですから、20年前の資料なんですけどもね、平成元年に消費税が始まって、9年間で国に入った消費税というのは、これで言うとはすよ、40兆円だったっていうんですよ。40兆円ですけどもね。全く福祉に使われた形跡がないと言う事なんです。この時に、調べた資料の中では、主要な国の経費の中です、どんな風に移り変わってきたか、って言うと平成元年を100にしてですね言うと、公共事業費が3.46倍になったっていうんです。それから、経済協力費、おそらく大企業に対して、色んな開発なんかかかるとかっていうそういう事で、支援をしたあれだと思ってるんですけど。その経済協力費っていうのは、2.8倍だと。それから防衛関係費は2倍になったと、国債費は1.9倍だと。ところが中小企業対策費っていうのは、平成元年を100にして、この9年後にはですね、0.5、半分に減っているんですよ。中小企業対策費。それから社会保障関係費については1.05、ほんの0.5%しか伸びてないというっていうんです。これが国の予算だったんです。当時、私達も一生懸命、福祉に金を使えと言う事で、やってきましたけど、調べたら、このころのあれではね、公共事業費50兆なんです。社会保障費20兆って言って公共事業費と社会保障費は50対20なんです。こんな状況だった。それでですね、介護保険やなんかの解約に対してね、長野県の諏訪中央病院名誉院長がね、鎌田實さんという方がいるんですけど、こういう風に言ってます。社会保障の介護保険で、改悪でもって、いろんな社会福祉の費用が、カットされるのは、たった160億円だと、一方で、国土強靱化それには200兆円も使う。って言っていると。要するに、ミミズのようにコンクリートの塊を作って、国民を幸せにする税金の使い方でしょうか。って言うんです。要するに消費税を上げなくてもね、ちゃんと金はあるんですよ。つい、こないだの新聞には、大企業の溜め込みは400兆円とありましたよね。そういう払えるところから払ってもらって、税金を払ってもらう、

税金をどういう風に使うのか、という使い道とね、集め方を変えれば、絶対に福祉を後退させることはないんだと私は、思うんです。それで、これからいろんな国民健康保険の事で、国からの指導を受ける場合にですね、あくまでも、国民健康保険の第1条には、こう書いてあるんですよ。この法律の目的、この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって、社会保障及び、社会保障及びって書いてあるんですよ、国民保健の向上に寄与することを目的とする。こういう風に書かされているんですね。だから、国民健康保険は、社会保障に寄与する制度だっている事を、しっかり職員のお皆さんに、町長が指示しなきゃならんと思うんですよ。そういう事で、国や道が、あるいは振興局が招集する、会議の中で、職員の皆さんにね、しっかりと社会保障だと立場で、対処する様にと言う事で、是非あの、指導を教育っていうのかな、そういうものをして、しなければならんではないかなと思うんですが、町著の考え方をお知らせいただきたい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。町長。

○町長（金平嘉則町長）基本は、この社会保障の中で、沼田町に限って言えば、町民の健康をきちっと守る制度でございますから、これを基本的な精神として、この問題について、当たっていくと私共は思っております。

○議長（渡邊敏昭議長）橋場議員。

○10番（橋場守議員）そういう言葉だけ聞いて安心しました。是非ともお願いします。次に移ります。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。それでは、11番目。海水浴時期のお客を呼び込むのにほろしん温泉の洗い場の増設を質問してください。

○10番（橋場守議員）公共事業費50兆のそれから福祉20兆っていう時代に、あの、ね、ほろしん温泉出来たんですよ。その時にね、例えば、焼き物館のね陶芸館のね、実際には、道の方から、やってくれないか、やってくれないか、そういう公共事業をどんどん建物を造らせる。押し付ける。やらせられたんですよ。それで、その時に私は、あんなところにも持って行ったてダメだって、陶芸館については反対したんですけども、そういうのが今、どこも温泉で困っちゃてるんですね。赤字が続いて上手くいかないと言う事でね。沼田もそういう事で大変苦勞しているんですけど、しかし、無くする訳にはいかないと思うんですよ。特に、沼田のお湯が、普通沸かし湯にすると効力が薄れてしまうというのが言われるんだけど、沼田の場合は、他から来て、旭川の人だとか、留萌の人たちが来て、褒めてくれるですよ、それで、是非とも続けていかななくてはならないと思うんですけど、洗い場が少なくて、隣の秩父別の人たちも来たいんだけど、洗い場が少ないからと言って、待たされるんでね嫌だという話があって、特に、海水浴場なんかでね人たちはね、洗い場の事で、ここを素通りする人がいるんじゃないかと思うんですね。是

非、洗い場を何とかして造らないと、長くずっと続けてやるとしたら、やっぱりそこへ投資していかなきゃならないんでないかと思うんですけども。それと同時にですね。妹背牛ですか、松田なにひろさんだか、っていう温泉博士と言われてるね。国際大学の教授やってた人かな、その人呼んで、風呂の効能とか、入り方っていうのをね。勉強会みたいのを開いてやってるんですけど。やっぱり、そういうのも開いてね、沼田のお湯そのものをね宣伝していく必要があるんでないかと思うんですけど、是非長く続けていく上で、洗い場の整備というのはやらなきゃならんと思うんですがいかがですか。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。町長。

○町長（金平嘉則町長）私も、時々女性の方を中心にそういったお話を聞くことがございます。でもやはり、あそこの洗い場っていうか、あそこのお風呂以外のところのスペースを見るとですね、現状あれをどうやって治して、～って、増やすかって本当多分、至難の業だなという風に思います。ですから、そういった意味では、一時的な問題で本当、ご迷惑かけてかもしれませんが、これはやっぱり、抜本的にあそこを簡単にまた、ラインを作ってやればいいと言うものではないと思いますので。そう簡単に改修できる問題でもございません。ですから当面、ちょっとあのご不便をかけるかもしれませんが、現状のままの当面は利用で、ご理解頂きたいなという風に考えております。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。橋場議員。

○10番（橋場守議員）あのままでは、使えないわけではないんですけども、これから、何年もね、何十年も続けていくとしたら、やはりどっかで決断しなきゃならんと思うんですよね。町長がそれこそ、予算を組んでいくんですから、私がどう言ってもしょうがないんですけど、一つそういう事を是非とも考えていただきたいなと言う事を要望して終わります。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。答弁はよろしいですか。

○10番（橋場守議員）いいです。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。以上で町長に対するものは終了いたします。次に教育長に対するものと言う事で、通告順番1番。津川議員。体育施設の利用料金についてを説明してください。

○2番（津川均議員）これもさっき、町長に質問したようにですね。3月に利用料金を始めとして、例を挙げて、検討してもらおう。中身について、その経過を是非、お聞きしたいという風に思いますので、宜しくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）教育長。

○教育長（吉田憲司教育長）最終結論を出している訳では、ございませんので、検討の途中経過として、お聞きいただきたいという風に思いますが、料金改定の

検討と言う事で、現在4月から、教育委員会の中で、毎月検討項目を挙げて検討して来てございます。町外の方に比較的利用されている施設としては、沼田町としては、パークゴルフ場、スキー場ではないかなと言う風に思っております。まず、パークゴルフ場ですけれども、パークゴルフ場のオープンにつきましては、平成14年6月でありまして、当時建設課で管理をしていた時であります。平成20年に3月に第1位回定例会の時に、町民パークゴルフ場に隣接する水辺の学校、現在の桜堤コースですけれども、その整備工事によりまして緑化された広場を町民パークゴルフ場の新コースとして、オープンをいたしまして、既設のコースを含めて36コースという事になったことから、その時に、使用料の料金改定を一回してございます。で議会の議決をいただいたんですけど、その改正の内容につきましては、1日券の町内の利用者の金額を300円から400円に上げさせていただいております。それと、町内の利用者のシーズン券、当時8,000円だったものを、10,000円に上げさせていただいております。更に、町外の利用者のシーズン券を13,000円と言う事で改正をさせていただ経過がございます。その後、平成26年の6月の第2定の時に条例を改正いたしまして、新たに回数券、11枚券を料金として設定をさせていただいております。これらの条例改正によりまして、一般利用者で比較しますと、1日券が町内200円、町外400円、それと回数券が町内2,000円に町外4,000円、シーズン券につきましては町内10,000円と町外13,000円という風になってございます。次に各市町村で沼田と同じような36ホールを有する施設の利用料金と比較した場合をちょっと検討見ました。沼田の利用料金は、どうかと言う事でありまして、本町の1日券の利用料金400円は、安い方に入ると言う風に思っております。隣接する北竜町では、町内外問わず400円の料金。そして雨竜町につきましては町内外500円の料金という風になってございまして、更に南空知の方に行きますと、700円、1,000円と言う様な料金の設定になっているようでございます。また、町外の料金も安い方ですけども、町内利用者の利用券、内は200円なんですけれども、これは非常に安いと言う様な感じに、受け取っております。次に収支ですけれども、平成28年度パークゴルフ場の管理経費約750万掛かっておりますけれども、収入については170万程度、差し引きいたしますと約580万手出しをしてございます。利用人数につきましては約7,000人と言う事で、内町外利用者の数につきましては、7,000人のうち3,000人程度ではないかなという風に考えてございます。仮にこの、料金設定を町内町外同じにすると言う事で、町内を上げるわけにはいきませんので、町外を下げるという風になった場合、400円から200円と言う事になった時には、この町外の利用者3,000人を倍の6,000人にしなければ、今の収支にはならない。という計算になります。但し、利用者を増やすことで、町内で飲み物

を買ったり、食事をしたり、と言う様な経済効果は、あると思いますので、ただ経済効果がどの位あるのかという計算はしてございません。次にスキー場なんですけども、スキー場あの、国設ですとか国際ですとか、ちょっと規模が大きいところとは、比較出来ませんので、沼田町のスロープが約500mなもんですから、同じ程度の施設をちょっと調べてみますと、小平町の望洋台スキー場、これが510m、それから長沼町の北長沼スキー場が500mと言う事で、この2か所ちょっと検討してみました。小平望洋台スキー場につきましては、回数券が大人で1,700円、子どもで1,300円。長沼スキー場が大人が1,400円の子どものが700円と言う事で、本町につきましては、大人が1,000円、子どもが500円と言う事で、この3施設で見ても、料金としては、1番安いのかなという風に思っております。同じように、シーズン券につきましても、一番安い価格で設定をされております。スキー場の利用券は、町内外とも同じ料金でありますけども、学校のスキー授業ですとか、社会教育事業、あるいは町内の学校につきましては無料とさせていただいておりますけども、町外の学校につきましては、料金は掛かりますけども普段の利用料よりも安い価格で設定をしております。町外の方が利用される施設は、この2つで大きいわけですけど、利用料の金額においては、他に施設に比べて高いわけではなくて、同規模の施設に比べて、安い方だと言う事がわかりました。次に施設の収支についてでありますけど、先ほど申しました様に、パークゴルフ場では、平成28年度収支を考えますと、約580万円の手出し、スキー場につきましては、1,000万を超える手出しという風になってございます。これを補てんしているのが、皆様から納めていただいている税金や普通交付税、地方交付税の一般財源で補てんをさせていただいておりますけども、町民すべての人が施設を利用するわけではありませんので、施設を利用する人からいくらかの使用料、利用料を頂くという事は、公平な考え方でありますので、他の施設の料金の比較だとか、あるいは、全般的な健全財政を考えながら、検討しなければならないだろうという風に考えてございます。その後の質問も一緒にやって方がいいですかね。更にあの、施設利用者に他のリンクさせた恩恵が付ける考え方について、お伺いしたいという事についてでありますけども、パークゴルフ場につきましては、当日券を購入した利用者に限ります。当日、ほろしん温泉を利用される場合につきましては、入館料から100円を割り引いて利用すると言う様な事で、500円の入館料が400円でやれるように以前からなっております。それとその他に施設利用者が町内で食事をした場合、割引をした事が、考えられないかと言う事で、ちょっと料飲店組合の方にも、ちょっと相談をさせていただきまして、話をお伺いしたんですけども、検討はしてもいいんですけども、食事をする店が偏る。と言う様な事も思うし、利用者は手弁当の人が多いいんだよね。と言う様なそんな話もお聞きいたしました。また、施設

利用者が特産品を購入した場合に、割引と言う事も考えて見ましたけども、加工場や町の施設で、割引をして出すとなると、今度町内の店で販売している価格よりも安くなつては、町内のお店にクレームが付くのかな。と言う様な事も心配しております、私心配性でありまして、そんなことを心配ばかり、考えているんですけども、ただ、町外から来てもらうという様な仕組み、これは議員さんが仰るようになって何とか考えなくてはならない。という風に思っていますんで、その方法、仕組みだとかを、これから考えさせていただきたいという風に思っておりますんで、よろしくをお願いします。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。津川議員。

○2番（津川均議員）100点満点の答弁。と言いたいところなんですけど。スキー場もパークゴルフ場もそうですけどね。1日、例えば100人。それが150人使っても、あるいはその50人しか使わなくても、管理するのは、全く同じですよ。全くお金がかからない。だとすれば、やっぱり、数多くの人に来てもらうのが、数多くの人に来てもらって、先ほど教育長が言った経済効果、どっかご飯を食べてくれる。買い物をしてくれる。あるいは、そういう金銭的なものがなくても、色々な情報を沼田の人に伝えてくれる。あるいは、情報を持って、帰ってくれる。そういった事を考えると、決して、パークゴルフの利用料金というのが、少々高くても、少々安くても、あまり私は関係ないのかな。それよりも、やっぱり多くの方が、利用してくれることの方が、一番の目的。教育長、先ほど、580万ほどの赤字っていう風に収支の話をされましたけども、もともと、このパークゴルフ場でね、儲けようと思って作ったわけじゃないんですもんね。町民の健康管理、あるいは、親睦の場として、このパークゴルフ場を造ったはずなんです。だから私も、快く自分の農地を提供したんです。ですから、そこを中心に検討して考えてほしいんですよ。確かに管内から見たら、沼田のは安い方です。あとは、いろいろなパークゴルフ場の条件、グリーンの状態だとか、あるいは、色々な事務所の中に、案内をしてくれる。ご飯をどこで食べたらいいか、買い物はどこでしたらいいの、言う事を中の人がかちんと親切丁寧に、教えてくれる。だとか、さっきのトイレを確かに、一つの要素の中には入るんでしょう。いろいろなそういう条件だとか、状況だとかっていうものを、兼ね備えてて、なおかつ、料金も安い、っていう風になれば、まだまだ人は増える。それと、やっぱりね7,000人の半分は沼田の人だ、町内の人。半分は町外からって仰いました。あの人たちが、近いところでは隣町から来てますけども、札幌、旭川、北見、網走、しゅっちゅうではないですけども、やっぱり、北見だとか、網走だとか、っていう人達はツアー、ツアーではないんだろうけども、ところどころ、寄りながら来てるから、そうでもないのかもしれないけど、でも留萌あたりでは、やっぱり常連で来ている人もいますよね。そういう人たちって

ガソリン代を掛けて、わざわざここまで来てくれている。そしたら、今言ったように、その人たちが町外から来るために、人が増えるがために、経費が掛かるんなら別ですけども、変わらないとすれば、やっぱり安くしてあげる事が親切なのかな。そして、今まで以上に利用してくれるのかな。そうするといろんな、情報交換が出来たり、経済効果があったり、そういう事もこれまで以上に増えるのかな。今の期間、お試しでいいから、試してみませんか。試してみないとわからない。それと、町内の方に限っていうと、あの正しい数字じゃないんですよね。朝、時間外の朝だとか、終わってからの夜、日が暮れるまでの間に、来てる人が結構いるんですよ。いるんだけど、名前書いていかないんですよ。名前書いていかないからカウントされない。あれカウントするとね、結構な人数、私も朝早く行ったり、夜仕事終わってから行ったりしますが、ちらほらとそういう人が、見かけるし、名簿を見ると、名前を書いていない。という方が多いんで、それは別として、今一度ですね、短い期間でもいいですから、少しお試しをして、より多く沼田町に、足を運んでもらえるように、検討してみてくださいませんか。答弁お願いします。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。教育長。

○教育長（吉田憲司教育長）今、ご提案ありました。お試しに期間と言う事で、やってはどうかと言う事でありまして、ちょっとその中身につきましては、委員会の方で検討してみて、どういう事でやれるか、いつ位、期間がどの位で設定できるか。と言うような事も、やれるかどうかわかりませんが、中身を検討させていただいて、考えて見たいという風に思いますんで。そんな事でご理解ください。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。

○2番（津川均議員）2つ目の恩恵を付けてあげたらどうだ、っていうやつを確かにほたる館の入浴料の100円割り引き、それからありがたいことに、教育長きちんと飲食店協会にも、聞いてくれてそうなんですよね。ほとんどの人は、弁当持ってくるし、常連さんは弁当持ってくるんですよ。食事出来ないのわかっているから、そうじゃなくて、食事できる場所を提供してほしい。特に日曜日あたりはほとんど休んじゃうんですよ。そうすると常連でない、本当にポツンと来た人は、ごはん食べる場所がわからない。空いてる場所、日曜日で空いてる場所、どこにありますか。あの中にいる人たちは、仕方ないからほたる館、っていうですけど、ほたる館まで飯食いに行けとはちょっとね、入浴券の割引ついてるから、行ってもらうのが、一番いいのかもしれないけど、そういうところも、料飲店組合と少し詰めていただいて、料飲店組合だって、そんな山ほど儲かっているわけではないからね、少し割引してやるだけでも、お客さんが入ってくれるんなら、これもまた、御の字だ、っていう風に思いますんで、お互いに、いいことだという風に思いますんで、その辺もまた、是非検討してみたいという風に思います。答弁結構です。以上

です。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。これを持って、一般質問を終了いたします。暫時休憩をいたします。右の時計で、15時45分まで休憩といたします。

15時26分 休憩

15時45分 再開

（一般議案）

○議長（渡邊敏昭議長）それでは再開いたします。日程第6、報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題といたします。本件は報告事項であります。説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思います。報告第1号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。報告第1号は報告のとおり受理する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、報告第1号は、報告のとおり受理する事に決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第7、報告第2号、株式会社沼田開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出についてを議題といたします。本件は報告事項であります。説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思います。報告第2号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。報告第2号は報告のとおり受理する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は、報告のとおり受理する事に決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第8、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（平成28年度沼田町一般会計補正予算専決第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）はい。承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成29年6月15日提出、町長名でございます。1枚捲って頂いて、専決処分書、地方自治法第17

9条第1項の規定によって、平成28年度沼田町一般会計補正予算（専決第2号）を別冊のとおり専決処分する。平成29年3月31日提出、町長名でございます。別冊の平成28年度沼田町一般会計補正予算（専決第2号）1頁をお開き願いたいと思います。平成28年度沼田町一般会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ1億1,688万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億3,802万6千円と定める。2項を省略いたします。平成29年3月31日、町長名でございます。本専決予算は、平成28年度決算見通しを調整した結果、再掲余剰金が6億円生じる見通しとなった事から、決算処理といたしまして、減債基金繰入金戻入1億2,210万円、振興基金繰入金戻入2億7,639万8千円と地域医療確保安定化基金繰入金戻入8,059万1千円の歳入処理を行い、純繰越金を1億円とする為に、補正専決処分させたものでございます。8頁歳入をお開き願いたいと思います。歳入の補正でございます。2款地方贈与税から10頁10款地方特例交付金までのいわゆる一般財源項目であります但交付額の確定によりそれぞれを増減額補正したものでございます。10頁中段11款地方交付税は、一般財源の総額調整と致しまして、増額計上し、収支の均衡を図ったものでございます。11頁をお開き願いたいと思います。11頁中段15款国庫支出金につきましては、当該事業における補助対象経費の確定に伴います負担金補助金の増減額補正であります。1項1目民生費国庫負担金4節児童保護費負担金543万8千円の減額は歳出こども園の施設給付費措置費減に伴います国庫負担金の減であります。2項1目総務費国庫負担金1節総務管理費補助金119万5千円、地方創生加速化交付金の減は歳出移住定住応援費空き家見える化事業の確定に伴います歳出同額の減額でございます。2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金111万3千円の減は説明欄で事業ごとの区分になってございますが消費税率5%から8%の改正に伴う影響緩和として実施された歳出民生費で執行致しました給付金事業の確定に伴います減額でございます。12頁をお開き願いたいと思います。12頁16款道支出金1項1目民生費道負担金5節児童保護費負担金272万円の減額につきましては、国費でも説明致しましたが、こども園の施設給付費措置費の減に伴うものでございます。2項1目総務費道補助金160万8千円の減につきましては、世帯所得が300万円未満の方々の結婚支援として新たに取り組みました事業実績によります減額であり、4目農林水産業費道補助金581万7千円の減額につきましては、青年就農給付金新規就農に対する給付であります但、実績による減額であります。17款財産収入2項3目生産物売払収入59万円の減額であります但、実習農場生産物売払代金であり、作物後ごとの増減はございます但、主なものといたしましては、椎茸売上販売額の減でございます。13頁をお開き願いたいと思います。18款寄付金に

つきましては確定額補正であり、2目総務費寄付金ふるさとづくり基金寄附金につきましては予算額を3億1,000万円として取り組んでまいりましたが、結果といたしまして19,680件2億8,514万9千円の実績となったところでございます。4目農林水産業費寄附金につきましてはファクトリー色彩選別機整備に係ります農協からの寄附を見込んだものでありますが、結果といたしまして過大計上分を減額するものでございます。5目商工費寄附金2,000万円は観光協会からの寄附金の計上でございます。19款繰入金につきましては、前段で申しあげました2目振興基金繰入金2億7,639万8千円、14頁になりますが15目地域医療確保安定化基金繰入金8,059万1千円、16目減債基金繰入金1億2,210万円の戻入とその他基金充当事業におけます事業費確定による各基金繰入金を5,486万2千円を減額補正してございます。21款諸収入4項5目雑入16節雑入172万円の増につきましては北空知衛生センターリサイクルプラザでの資源物の売払いに伴います収入増でございます。15頁をお開き願いたいと思います。15頁から歳出の補正でございます。2款総務費から18頁10款教育費まで基金充当事業などの確定及び起債額の確定により関係各予算の執行残を減額処理し、基金及び起債残高を減額したものでございます。管理経費などの説明は割愛させていただきまして、主なもののみ説明させていただきたいと思います。15頁2款総務費1項1目一般管理費9節旅費95万9千円の減額でございますが、これにつきましては、特別旅費、職員の内閣府、経産局派遣研修他、町村会研修等、道内外での研修旅費の減額補正でございます。16頁をお開き願いたいと思います。16頁10目振興費19節負担金補助及び交付金400万円の減額でございますが、地域の活性化に向けた取り組みへの町独自の支援事業でございます。ひと・まち・しごと育成支援事業でございますが、1件の執行でありまして執行残を補正減したものでございます。19目移住定住応援費13節委託料130万8千円の減につきましては歳入11頁で説明いたしました地方創生加速化交付金事業で取り組みました空き家見える化事業に伴います委託業務の減119万5千円となっております。17頁をお開き願いたいと思います。19節負担金補助及び交付金524万5千円の減でございますが、住んで快適暮らして満足移住定住奨励金310万円の減額補正につきましては住宅取得等に対する補助金ではございます。実績といたしまして新築住宅3件、中古住宅取得5件、住宅リフォーム33件となっております。結婚新生活応援事業費は、歳入道補助金で一部説明致しましたが、世帯所得が300万円未満の方々の結婚支援と致しまして昨年度新たに取り組みました需用費の減であり、国の示す積算方法で9件分を予算計上致しておりましたが、結果として1件の実績となったものでございます。24目ふるさと応援費714万8千円の減額補正につきましては、ふるさと納税の返礼特産品等に関わります執行残の減額補正でございます。

17頁下段3款民生費から19頁4款衛生費につきましては、福祉事業、保健事業の実績整理であります。説明欄の方に事業名を記載してございますので、説明を割愛させていただきたいと思っております。20頁をお開き願いたいと思っております。20頁6款農林水産業費1項6目農業総合対策費1,677万8千円の減額につきましては、19節負担金補助及び交付金が主なものでございます。農業総合対策6事業の執行残として1,038万8千円と、歳入で説明いたしました、新規就農者支援であります青年就農給付金574万6千円の減額が大きなものとなっております。21ページをお開き願いたいと思っております。7款商工費419万2千円の減額につきましては、商工会、観光協会等に対します商工観光事業の補助執行残の整理でございます。22頁をお開き願いたいと思っております。8款土木費5項1目住宅管理費453万円の減額につきましては公営住宅の管理に関するものでございますが、18節備品購入費の減額につきましては暖房器給湯器等の突発的な故障に対応する為、予算としたものでございまして、残ったものを執行残として整理したものでございます。23頁をお開き願いたいと思っております。23、24頁の中段までにつきましては、10款教育費は執行残整理となっております。24頁公債費は、財源を減債基金から一般財源の振替でございます。12款諸支出金でございますが、基金への積み立てが主なものでございまして、寄付金額の確定に伴います積立の増減額を行ったものでございます。以上を申し上げます、提案説明とさせていただきます。ご承認の程、宜しくお願い申し上げます。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。鵜野議員。

○7番（鵜野範之議員）20頁なんですけど、農業総合対策費の関係で農業総合対策事業各種負担金執行残が1,000万円ある訳なんですけど、たしか、予算では、この部分で言うと2,700万円位で3分の1位以上が執行残という様な格好になっています。この執行残というのは、今まで予算委員会だったり、決算委員会だったりと言う事の中で、いろいろ討議されながら来ている訳なんですけど、今回もこういった結果になってしましまして、非常に残念だなという風な思いでございますし、農業者としては、この部分が上手く活用されることによって、沼田農業の振興に大きく繋がる部分だなという風に感じている訳なんですけど、本当にこういった部分で残念な思いをしている訳なんですけど、今回4期12年間、それから3期6年間、農業委員会の会長として務められた山岡さんが勇退されるという事で、農業に対する思いは非常にあるのかなという風に感じております。そういった中で、今後、こういった部分をいかにこういった様にならない様にする為に、どうしたら良いかという部分で想いをお聴かせ願いながら、今後の執行にあたって頂きたいという風に思いますんで、その想いをお聞かせ願ひ、それからその答弁を課長の方からしてい

ただきたいなと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。それでは、鵜野議員からの質問でございますけども、農業委員会長、ご指名がありますので、想いの程を。

○農業委員会会長（山岡禎弘会長）ご質問ありがとうございます。鵜野議員から言われた総合対策事業については、農業の町沼田として、1番農業に対するお金としては、非常に重要なところで、実は毎回、私達も含めて、それぞれ農業商工課の中でも、また町職員全体の中でも、色んな案を出し合いながら、いかに有効にこのお金を農業者に使ってもらうかと言う事を考えて来たんですけど、当初、農業というのも、大規模経営はじめ、施設園芸あり、畑作、それぞれの分野にわたっております。そんな中で、ある意味で、公平な形で、農業者に対して、町のお金が行き渡るような形で進めるような事に対しては、なかなか全てを網羅する様な形はならなくて、一農家にとっては、非常に使いやすいお金であっても、また違う農家にとっては、非常になかなか取組みにくいという部分があったりとかと言う事で、こちらの方の考え方が、全て農業者に当てはまったという形には、なかなかならなかったと言うのが結論でございます。ただ、沼田町は他町村から見ても、非常に農業に対する町のお金を非常につぎ込んでる町村だという風に、私も他町村とのいろんな情報交換の中で感じておりますし、また、同町の農業者の意欲も、非常に高いものがあると言うのは非常に感じております。そんな中で、今後、町からのこのお金については、今後もこういう形で農業者に対して、意欲の持てる形として、付けていただきたいと思っておりますし、これからはある意味で、農業も難しい時代に入っていくと思っております。ですから、今、残っている農家が如何に今後も、生きていける形をとるかと言う事を、私達、農業者の方からも、町に対して要望するだとか、あと、話し合いの場を持つとか、そういう形を今後は、もっと採って頂いて、このお金をより有効な形で、沼田町農業の為に、使っていける様な形がとれたら、いいなという風に、退任間近でこういう話をするのも、何なんですけど、私の気持ちとしては、今までもそうですし、これからもそういう形であってほしいという風に考えております。先にも言いました通り、沼田町は農業の町なんですけど、やっぱり、それぞれ沼田町の近隣町村は、みんな農業で食べていってる町です。そんな中でも、沼田町の住んでる者、生活している者、生産している者の考え方が、やっぱり全てでありまして、町の動きというのは、それぞれの住民の考え方ひとつで大きく変わる事が出来るんでないかな、そういう素材を持ってる町村というのは、沼田町でないかなという風に感じております。とりとめのない話なんですけど、今後の沼田町農業の方向性、今までも間違っていないと思っております。これからも議員の皆さんと共に沼田町農業をいい方向に引張って行ってほしいなという風に感じております。とりとめのない話なんですけど、私の想いと言う事で述べさせてもらいました。以上です。

○議長（渡邊敏昭議長）ありがとうございました。今ほど、農業商工課長の方に残った金の事について、これからどのように考えているのかという質問もございましたので、答えていただければと思います。

○農業商工課長（横山茂課長）はい。ご質問ございました農業総合対策関連の事業に関しまして説明をさせていただきたいと思います。ご指摘のありました通り、また、昨年の決算特別委員会等の中でもご指摘を受けていたところでもあります。結果として、このような状況となってしまった事はお詫びを申し上げたいと存じますが、いずれにしても、この農業総合対策に計上させていただいている各種事業、この事業につきましては、利用が少なかったという結果ではございますが、利用された方にとっては、なくてはならない事業であると、私自身思っているところです。この状況を新年度においては、予算特別委員会等の中でも、ご説明した通り、利用しやすい環境づくり、この事に集約化をさせていただいたところでもございますし、更には、農業者の皆様方にも事前説明等、PR周知もさせていただき、事前の申し込み、問い合わせ等も頂く手法も採っているところでもございますので、29年度が、このような事がない様にですね対応して参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。以上です。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。他に質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）他に質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。承認第3号は承認する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認する事に決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第9、議案第41号、市街地巡回バス実証運行条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（村中博隆課長）議案第41号、市街地巡回バス実証運行条例の制定について、市街地巡回バス実証運行条例を次のように定める。平成29年6月15日提出、町長名でございます。市街地巡回バス実証運行条例。以下条文の読み上げを省略し、条例提案理由について説明いたします。市街地巡回バスは、7月に供用開始いたします町立沼田厚生クリニック、それから、4月下旬にJA、ダ・マルシェ、

観光協会が入りました商業施設がオープンしたことにより、施設の有効利用と併せ町民の日常生活に必要な交通の手段を検証を行うべく、道路運送法の規定に基づき、国土交通大臣の登録を受け、運行するものであり、運行に当たり、運行区域及び料金、乗車の制限等を条例で制定するものであります。なお、施行日は平成29年7月1日としております。以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第41号は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第10、議案第42号、沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（嶋田英樹課長）はい。議案第42号、沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を提出する。平成29年6月15日提出、町長名でございます。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、沼田町国民健康保険税条例（昭和35年条例第14号）の一部を次のように改正する。改正条文につきましては、煩雑となっておりますので、朗読を省略させていただき、提案理由の説明をいたします。今回の条例の提案につきましては、税率の改正及び条文について整理したものであります。先般、開催されました国保運営協議会において、説明申し上げ、今年度においても、一般会計からの繰り入れは行わず、担当課の保健福祉課で示された、必要賦課額に見合う税率の改正を行うものであります。それにより、一般的に主なものとして、医療給付費分につきましては、所得割を3.20%から3.11%に、均等割を30,100円から31,000円に、平等割を30,100円から31,000円に改め、後期高齢者支援分については、所得割を2.08%から1.96%に、均

等割を13,100円から12,700円に、平等割を11,200円から12,500円に改め、介護給付費分については、所得割0.93%を0.92%に、均等割を19,600円から20,400円にそれぞれ改正するものであります。これによりまして、本年度1世帯当たりの平均負担額は、283,090円となり、前年度と比べ、2,402円の増、1人当たりでは、152,087円となり、1,697円の増です。これは、一般的なサラリーマン世帯、農業者世帯、高齢者世帯の3パターンに照らし合わせますとサラリーマン世帯では1,000円の増、農業者の世帯では700円の増、年金を送る高齢者世帯については、900円の増となる予測です。以上、提案理由のご説明とさせていただきます、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第42号は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第11、議案第43号、沼田町敬老祝金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）はい。議案第43号、沼田町敬老祝金条例の一部を改正する条例について、沼田町敬老祝金条例の一部を改正する条例を提出する。平成29年6月15日提出、町長名でございます。改正条文の読み上げを省略し、提案理由の説明を申し上げます。本条例は、平成29年第1回定例会において、沼田町長寿祝金条例を全部改正し、条例の名称を沼田町敬老祝金として提案し、議決を頂きましたが、100歳の方を対象としていた祝金を廃止するとした事について、対応についてのご意見を頂いておりました。100歳の方へのお祝いにつきましては、毎年9月1日を基準日として、長寿祝品として贈呈する事とし、その旨の規定を本条例に加え、88歳の方への敬老祝金と、100歳の方への長寿祝品の贈呈に

ついて規定し、題名を沼田町敬老祝金等条例に改めるものです。長寿祝品につきましては、予算の範囲内で長く残していただけるような名前入りの物を想定しておりますが、9月の贈呈に合わせ、選定用意する予定であります。条例には規定しておりませんが、贈呈に当たっては、町長が出向き、花束と祝状を併せて贈呈いたします。以上、提案理由の説明といたします。ご審議の程、よろしくお願いいたします。○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第43号は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

（一 括 議 題）

○議長（渡邊敏昭議長）ここで、議案の一括議題について、お諮りいたします。この際、議案第44号、指定管理者の指定期間変更について（沼田町在宅老人デイ・サービスセンター）及び議案第45号、指定管理者の指定について（沼田町デイ・サービスセンター）を一括して議題に致したいと思っております。これについて、ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第44号及び議案第45号は、一括して議題とする事に決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）それでは、日程第12、議案第44号及び日程第13、議案第45号を一括して議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）はい。議案第44号及び議案第45号を一括して説明申し上げます。議案第44号、指定管理者の指定期間変更について（沼田町在宅老人デイ・サービスセンター）、公の施設の指定管理者の指定期間を変更することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。1施設の名称、沼田町在宅老人デイ・サービスセンター。2指定管理者となる団体の

名称、沼田町社会福祉協議会。3 指定の期間、変更前、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日、変更後、平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日。平成 29 年 6 月 15 日提出、町長名でございます。まず、議案第 44 号の議案につきましては、前回定例会におきまして、議決いただきました、沼田町総合通所サービスセンター条例は、施行日を規則で定める事としておりましたが、施行日を平成 29 年 10 月 1 日と定め公布致しました。この条例によります沼田町デイサービスセンターは、平成 29 年 10 月 1 日から管理運営を開始する事として、現在の沼田町在宅老人デイサービスセンターの業務は、平成 29 年 9 月 30 日をもって、終了することになり、それに伴い指定期間を変更しようとするものです。次に議案第 45 号、指定管理者の指定について（沼田町デイ・サービスセンター）、公の施設の指定管理者に下記の者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。1 施設の名称、沼田町デイ・サービスセンター。2 指定管理者となる団体の名称、沼田町社会福祉協議会。3 指定の期間、平成 29 年 10 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで、平成 29 年 6 月 15 日提出、町長名でございます。提案の理由を説明致します。指定管理者の指定に当たりましては、現在の沼田町在宅老人デイサービスセンターの指定管理者であります沼田町社会福祉協議会が事業所として継続して行う事が、効果的な運営を確保する為に、必要と判断しまして、指定管理者の候補者として選定したものです。指定期間につきましては、従来は 3 年間としておりましたが、年度途中となり、2 年半では期間も短い為、事業の継続が難しい事と、今後 5 年間を目途に継続した事業展開を見定めていく事が良いと考え、4 年間半としてございます。新しい施設での新たな事業内容の詳細につきましては、協議を進め、基本協定書を新たに締結する予定でございます。以上で提案理由の説明といたします。ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより、一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。これより一括して採決いたします。お諮りいたします。議案第 44 号及び議案第 45 号は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第14、議案第46号、平成29年度沼田町一般会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）はい。議案第46号、平成29年度沼田町一般会計補正予算について、平成29年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成29年6月15日提出、町長名でございます。別冊の平成29年度沼田町一般会計補正予算（第2号）1ページをお開き願いたいと思います。平成29年度沼田町一般会計補正予算（第2号）、平成29年度沼田町の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,239万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億9,400万4千円と定める。2項を省略いたします。平成29年6月15日提出、町長名でございます。9頁をお開き願いたいと思います。9頁歳出でございます。2款総務費1項3目OA管理費につきましては、13節委託料21万6千円の増額でございますが、福祉介護職員処遇改善加算の拡充に伴いまして、障がい者福祉システムの改修業務の計上でございます。財源につきましては、全額補助金を見込んでございます。20目移住住宅費につきましては、14節使用料及び賃借料への振替でございますが、移住住宅レジデンスのちょっと暮らしの申し込み増によります寝具借上を増額するものでございます。23目地域活動推進費37万5千円につきましては、共成、東予コミセントイレ便座をウォシュレットにするものでございます。3款民生費1項1目社会福祉総務費19節負担金補助及び交付金70万5千円の増額補正につきましては、低所得者に対し、消費税税率の引上げによる影響緩和をする為、暫定的、臨時的な措置として、平成26年から28年に実施されました簡素な給付金が引き続き実施され、当初予算においても計上しておりましたが、対象人員の決定によります増額計上でございます。財源につきましては、全額国庫補助でございます。2目高齢者福祉費8節報償費5千円の増につきましては、議案43号で提案議決頂きました敬老祝金の増額補正でございます。10頁をお開き願いたいと思います。4款衛生費1項2目健康推進費115万4千円の増額補正でございますが、8月10日から職員が産休産後休暇、育児休暇を取得予定の事から臨時職員対応とする為、共済費賃金の計上でございます。3項上水道費1目上水道施設費465万4千円の増額補正ではございますが、水道事業会計への繰出金でございます。国で定められております高料金対策繰入金の改定によりますものと道道恵比島旭町線の移設受託工事に関わります保障費対象外の繰出金の増額補正でございます。6款農林水産業費1項2目農業総務費1,382万円の増額補正につきましては、地域の中核的農業経営体が農業機械導入に対して支援する、経営体育成支援事業の採択内示を1法人4個人経営体が得た事によります間接補助金の計上でございます。6目農業総合対策費20万円の増額補正でございます。

が、昨年度から取り組んでございます北空知圏地場産業利活用推進協議会の負担金の計上であり、引き続き、学校給食等における地場産農作物及び加工品の利活用、販路拡大及びブランド化等を進める事とし、1市4町で取組む予算計上でございます。財源につきましては、地方創生推進交付金2分の1を見込んでおります。11頁をお開き願いたいと思います。7款1項2目観光費13節委託料4万1千円の補正計上でございますが、恵比島中村旅館に併設の明日萌公衆トイレの管理委託金であり、現在は職員で対応しておりますが、行楽期となる7月から9月までの委託料を計上したものでございます。8款土木費3項1目河川総務費13節委託料2万円の増額補正であります。35か所あります樋門樋管操作管理業務の委託料増でございます。道単価改正によるものでございまして、財源につきましては、同額を道委託金で計上してございます。4項都市計画費1目公共下水道費28節繰出金減2万8千円でございますが、議案第53号で公共下水道会計の補正予算を提案しておりますが、28年度からの繰越金増に伴います繰出金の減額でございます。3目パークゴルフ場管理費25万5千円の増額補正でございますが、管理棟トイレ便座をウォシュレットにするものであり、男女各々2台と多目的1台の計5台分でございます。5項住宅費1目住宅管理費15節工事請負費276万5千円の計上につきましては、道営住宅A棟駐車場天井の修繕工事がございまして、平成26年度から継続的に実施しているものでございます。道営住宅管理委託金の配分決定を受けた事による計上するものでございます。23節償還金利子及び割引料1万4千円につきましては、平成28年度の社会資本整備総合交付金公営住宅家賃減免事業の返還金でございます。実績によります返還金の計上でございます。12頁をお開き願いたいと思います。10款教育費1項教育総務費4目教員住宅管理費664万7千円の計上につきましては、西町の旧高校校長住宅を購入し、中学校長住宅として使用する為の改修工事費と、公有財産購入費35万円を計上するものでございます。3項中学校費1目学校管理費45万1千円の増額につきましては、校舎トイレの便座をウォシュレットにするものでございまして、職員用男女4台、生徒用男女2台、多目的用1台を新たに行うものでございます。4項社会教育費2目社会教育推進事業費30万円の増額補正であります。当初予算において議決頂いております海を守る植栽教育事業、事業費ベースで20万円でございますが、B&G財団からの申し出により、共催事業とした事によります需用費の増額でございまして、需用費ベースで50万円とした中で、人的な協力と併せて事業費につきましても増額でございます。なお、増えた事業費につきましても、全額補助金として見込んでいるところであります。3目活性化センター費11節需用費33万1千円の増額計上でございますが、北竜、恵比島活性化センターのトイレ便座をウォシュレット化する為の経費と、18節備品購入費14万1千円につきましては、3月のふれあい懇談会にお

きまして要望がありました活性化センター和室用の椅子の購入費でございまして、3地区の活性化センターに各々10脚ずつ購入し、整備するものでございます。13頁をお開き願いたいと思います。4目化石体験館費15万4千円の増額につきましても、トイレ便座をウォシュレット化するものの計上でございます。5項保健体育費5目海洋センター費17万8千円の増額につきましても、トイレ便座をウォシュレット化するものの経費でございます。7頁にお戻り願いたいと思います。7頁歳入でございます。11款地方交付税1項1目地方交付税8,347万8千円を減額するものであります。前年度繰越金確定による計上と今回提案の歳出予算に特定財源などを充当し、地方交付税を減額致しまして、収支の均衡を図ったものでございます。15款国庫支出金2項2目民生費国庫補助金92万1千円の増額であります。歳出2款総務費で説明申し上げました障がい者システム改修業務委託料と3款民生費でご説明申し上げました臨時福祉給付金の補助金の計上でございます。6目農林水産業費国庫補助金10万円につきましても、6款農業総務費でご説明申し上げました北空知圏地場産業利活用推進協議会の事業費負担20万円の財源と致しまして、2分の1の額を計上したところでございます。16款道支出金2項4目農林水産業費道補助金1,382万円につきましても、農業総務費で説明申し上げました中核農業者への農業機械導入支援経営体育成支援事業補助金を計上致しているところでございます。歳出と同額でございます。3項委託金2目土木費委託金1節河川費委託金増2万円につきましても、8款土木費河川総務費でご説明申し上げました樋門樋管管理委託料の改正分の財源でございまして、2節住宅費委託金276万5千円の増につきましても、道営住宅改修工事費の財源でございます。8頁をお開き願いたいと思います。20款繰越金1項1目繰越金9,795万円の増額につきましても、前年度繰越金確定に伴います補正でございます。21款諸収入4項5目雑入30万円の増額につきましても、10款教育費でご説明申し上げました。海を守る植栽教育事業補助金でございます。以上を申し上げまして、提案説明とさせていただきます。ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。久保議員。

○5番（久保元宏議員）5番久保です。11頁の観光費について伺いたいと思います。今回、明日萌公衆トイレの清掃業務委託で少額ですが補正されています。これについて、管理手法と担当者、それと確認なんですけど、明日萌周辺事業は補正以外にも、今年度どのような予算の準備があったのか確認しておきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）関連でございませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長） それでは、総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長） はい。今回の予算4万1千円につきましては、行楽期となります7月から9月までの3ヶ月間の曜日的には日、月、金、週3日間です。その分の41日分を見込んでございます。それで4万1千円の金額となっております。今、今の管理体制につきましては、農業商工課長の方から・・・

○議長（渡邊敏昭議長） はい。 それでは農業商工課長。

○農業商工課長（横山茂課長） はい。管理体制につきましては、私の方から説明させていただきます。現状では、ご存じのとおり、管理人が不在となってしまった事から、我々のスタッフが定期的にトイレの方の確認をし、清掃等もさせていただいているところであります。明日萌ロケ施設の予算計上の中身、管理費用について予算を計上しております。いわゆる冬場ですと除雪費用ですとか。以上です。

○議長（渡邊敏昭議長） よろしいですか。久保議員。

○5番（久保元宏議員） ここは、沼田町の数少ないレガシーです。町長自身も開設の時から思い入れのある所です。今回、前管理者がいらっしゃらなくなった事で、このままにして宜しいのかなという議論があると思います。議会の方で調査したところによりますと観光バスも止まっているようです。更なる工夫、事業措置が必要じゃないかなと思います。そのような準備がもしあれば、ご説明頂きたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長） 農業商工課長。

○農業商工課長（横山茂課長） はい。まずは、管理人となって頂ける地域おこし協力隊というものの募集は現在もさせて頂いているところでございますが、なかなか現状としてまだ、採用が出来ていない状況でございます。ご意見のあった様に我が町の大事な財産でございますので、その施設を有効に活用出来るような、そういう人材を早く確保出来る様に努めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（渡邊敏昭議長） よろしいですか。

○5番（久保元宏議員） よろしいです。

○議長（渡邊敏昭議長） その他、質疑ありませんか。はい。鵜野議員。

○7番（鵜野範之議員） 7番、鵜野です。同じく11頁、住宅管理費の関係なんですけど、26年度から公営住宅、道営住宅、修繕を行っていると言う事なんですけども、最近、道の関係でも、いろんな報道されてるんですけども、アスベスト対策っていうのは、それぞれ古い住宅、公営住宅の関係については、沼田町については完全にはないと言う事の確認をしながら、修繕計画を立てているのかをお聞きしたいなという風に思います。

○議長（渡邊敏昭議長） 総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長） 全て答えられない部分があるかもしれませんが、

今回の予算につきましては、26年からと言う事で、道営住宅のですね委託を受けた中で、管理しているものでございまして、例年補正計上でやらしていただいている状況になってございます。というのは、予算の配分決定というのは、4月以降になる関係で、このような形で、今回も26年から継続的に言ってみれば4年かけてA棟1棟が終わると言うところまでございまして、翌年度以降は、B棟C棟と入っていかなければならないという状況で取り組んでいるところでございます。公営住宅のアスベストについては・・

○議長（渡邊敏昭議長）はい、建設課長。

○建設課長（村中博隆課長）公営住宅のアスベストの関係でございすけども、道営住宅の方に入っていると言う事は確認してございませぬ。町の施設、住宅等もありますけども、解体時にそこはチェックして、今の状態では飛散して危ないというものはないという風に認識しております。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。鵜野議員。

○7番（鵜野範之議員）私の認識の中では、アスベストを使っている住宅については、使ってますよという報告をしなくちゃいけないという様な内容を聞いているんですけど、そういった部分で、使っている住宅があるのかないのかをお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）建設課長。

○建設課長（村中博隆課長）使っている住宅はないと言う事なんで、今、報告すると言う事はないと言う事でございます。

○議長（渡邊敏昭議長）よろしいですか。

○7番（鵜野範之議員）はい。

○議長（渡邊敏昭議長）その他、質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）その他、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、橋場議員

○10番（橋場守議員）予算の中身にはないんですけど、施設の修理がやられているんですけどね、実は、農村公園のね野球場の淵、2つトイレがあるんですよ。そのトイレを利用している人から、全部和式なんですよ。洋式が1つもない。私も行って見たんですけど、あまり気分の良くない状況になっているので、あそこには他の町からも来るのでね、是非調査して、改修、全部改修するとか、必要があるんじゃないかと思うんです。それで要請をしておきます。

○議長（渡邊敏昭議長）討論ですので、意見を聴いたと言う事で、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）他に、ご意見ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）他にご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第46号は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第15、議案第47号、平成29年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。和風園園長。

○和風園園長（安念昌典園長）はい。議案第47号、平成29年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について、平成29年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成29年6月15日提出、町長名でございます。別冊の平成29年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）の1頁をお開き下さい。平成29年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）、平成29年度沼田町の養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,053万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,467万9千円と定める。2項については省略させていただきます。平成29年6月15日提出、町長名でございます。

（「説明省略」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）はい。

○和風園園長（安念昌典園長）ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第47号は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第16、議案第48号、平成29年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園園長（森田秀幸園長）はい。議案第48号、平成29年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について、平成29年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成29年6月15日提出、町長名でございます。別冊、平成29年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）の1頁をご覧ください。平成29年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）、平成29年度沼田町の特別養護老人ホーム特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ210万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,519万7千円と定める。2項については省略いたします。平成29年6月15日提出、町長名でございます。今回の補正の内容をご説明致します。平成28年度からの繰越金が1,157万4千円となり、これによる財源の整理と平成3年から使用しておりました大型洗濯機が故障し、修理が不可能になった為、新たな洗濯機を購入をする為、費用の計上を行っております。5頁歳出をお開き願います。下段が歳出となっております。1款総務費1目一般管理費18節備品購入費210万6千円の増です。先程言いましたが、大型洗濯機購入費用を計上しております。また、繰越金の確定により補正額の財源内訳で特定財源のその他から一般財源へ振替したものでございます。上段歳入の説明をいたします。5款繰越金1目繰越金1節繰越金は、前年度繰越金が確定し、1,157万4千円の増額となっております。6款繰入金1目基金繰入金1節基金繰入金は、基金の確定に伴い846万8千円を減額させていただいております。ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。長原議員。

○6番（長原誠議員）6番、長原です。歳出の中で、大型洗濯機が故障したと言う事で、補正組まれているんですけど、日常使う洗濯機なんですけど、今、現状はどういう風に対応されているか。お聞かせ願います。

○議長（渡邊敏昭議長）園長。

○旭寿園園長（森田秀幸園長）旭寿園には、2台の大型洗濯機がありまして、1台今回故障したのは、平成3年に買ってありまして、増築した時に買った洗濯機で、

そのうちの1台が壊れたんですけど、1台壊れた事によって、今は、大量に洗濯物が出た時に、和風園の方に行って、その分を補てんしている様な状況でございます。和風園が使わない時間帯ですので、夜5時以降に行って洗濯機を借りている中で、おりますので、出来るだけ早く購入させていただきたいと思っている状況です。

○議長（渡邊敏昭議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）他に質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第48号は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第17、議案第49号、平成29年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園園長（森田秀幸園長）はい。議案第49号、平成29年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について、平成29年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成29年6月15日提出、町長名でございます。別冊、平成29年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算（第1号）の1頁をご覧ください。平成29年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算（第1号）、平成29年度沼田町の高齢者グループホーム特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ166万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,948万5千円と定める。2項については省略いたします。平成29年6月15日提出、町長名でございます。今回の補正の内容をご説明致します。平成28年度からの繰越金が366万8千円となり、これにより29年度予算の整理をしているものでございます。それでは、5頁をお開き下さい。中段以降の歳出から説明いたします。先程説明いたしました繰越金を一般管理費に計上し、11節需用費166万8千円の増額です。平成11年度の開設より、18年経過しており、備品等継続して使用している設備等の突発的に必要とする修繕費の費用として計上させていただいております。続きまして上段歳入の説明致します。4款繰

越金 1 目繰越金 1 節繰越金は、前年度繰越金が確定し、166万8千円を増額しております。以上、ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第49号は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

（会議時間の延長）

○議長（渡邊敏昭議長）ここで、会議時間の延長について、を申し添えます。本日の会議は、議事の都合により、予め延長する事と致します。

（一般議案）

○議長（渡邊敏昭議長）日程第18、議案第50号、平成29年度沼田町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）はい。議案第50号、平成29年度沼田町介護保険特別会計補正予算について、平成29年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成29年6月15日提出、町長名でございます。別冊の沼田町介護保険特別会計補正予算（第1号）1頁をご覧ください。平成29年度沼田町介護保険特別会計補正予算（第1号）、平成29年度沼田町の介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,068万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,251万2千円と定める。2項を省略します。平成29年6月15日提出、町長名でございます。補正の主なものは、平成28年度の決算に伴う繰越金の確定と前年度の介護給付費負担金の国等への返還を補正するものです。5頁をお開き下さい。歳入6款2項1目介護給付費準備基金繰入金939万円の増額ですが、平成28年度からの繰越金により国等への返還する過年度

介護給付費等返還金等の町支出金に充当し、残る額について、基金からの繰入金を減額するものです。7款1項1目繰越金2,007万7千円の増額としております。平成29年度当初予算編成時には介護給付費が増加をする事を見越み、基金を繰り入れて対応する予算としておりましたが、平成28年度の決算状況は、28年度の3月の保険給付費4,000万円程を減額補正したとおり、在宅サービスの利用者の減、町内居住者の施設利用の減等によりまして介護給付費は減少した形となりました。国からの負担金も見込額によって実績より多く入っていると事という返還する事としており、繰越金を持って充当する事と致しております。次6頁をお開き願います。歳出です。2款保険給付費の各項につきましては財源を補正するもので、繰越金による一般財源をそれぞれ増額し、その他の基金繰入金をそれぞれ減額とするものです。7頁をお開き下さい。5款諸支出金1項1目第1号被保険者還付金は過年度過誤納還付金として9千円の増額としております。2目償還金1,067万8千円の増額は前年度の国等の介護給付費返還金として増額補正とするものです。財源につきましては、前年度繰越金による一般財源としております。以上、説明と致します。ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第50号は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第19、議案第51号、平成29年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）はい。議案第51号、平成29年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について、平成29年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成29年6月15日提出、町長名でございます。別冊の沼田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）1頁をご覧ください。平成2

9年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、平成29年度沼田町の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ823万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,029万6千円と定める。2項を省略させていただきます。平成29年6月15日提出、町長名でございます。歳出から説明いたします。10頁をお開き下さい。2款保険給付費につきましては歳入の補正に基づき、財源内訳の補正を行っております。歳入で説明致しますが、財源内訳のその他は社会保険、診療報酬支払基金からの決定額通知に基づき、交付金等の減額になる事、また前年度繰越金の増額によりまして、一般財源に充当する事として、それぞれ補正をするものです。次11頁をお開き願います。3款1項1目後期高齢者支援金847万7千円の減額につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの決定額通知に基づき、今回減額補正するものでございます。4款前期高齢者納付金12万1千円増額ですが、こちらも社会保険診療報酬支払基金からの決定額通知に基づき、補正するものです。6款介護納付金32万3千円の減額ですが、こちらにつきましても、同じく支払基金からの決定額通知に基づき、補正するものでございます。次に12頁をご覧下さい。10款諸支出金1項3目償還金44万4千円の増額ですが、28年度国、道からの交付金の過大交付となる事を見込み、返還金を増額補正と致しております。続きまして、歳入について説明いたします。7頁をお開き願います。1款国民健康保険税ですが4,635万2千円の減額をするものでございます。国民健康保険税につきましては、先程、条例の改正によりまして、保険税率の改正を議決頂いたところですが、国民健康保険税は税率改定後の算定の結果、一般被保険者と退職被保険者等に区分し、医療費給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分をそれぞれ改正後の税率に基づき、算定した結果、それぞれ減額補正するものでございます。次の頁8頁をお開き願います。2款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金150万3千円の増額ですが、本年度の歳入4款で前期高齢者交付金が当初予算より大幅な減額となる事から、再計算により増額補正としてございます。2項国庫補助金1目財政調整交付金104万3千円の減額ですが、普通調整交付金について、当初757万2千円を計上していたところですが、後期高齢者支援金の減額に合わせ、減額とするものでございます。3款療養給付費交付金645万3千円の減額ですが、退職者療養給付費交付金の減額によりまして補正減とするものでございます。4款前期高齢者交付金1,008万7千円の減額ですが、支払基金からの決定額通知に基づき、補正するものです。次9頁をお開き下さい。5款道支出金2項道補助金1目財政調整交付金121万4千円の増です。普通調整交付金の平成28年度の交付実績により再度算定した結果、当初予算より121万4千円の増額として補正するものです。9款繰越金5,298万

3千円の増額です。平成28年度の余剰金5,398万3,101円を29年度に繰り越した為、補正するものでございます。平成28年度の決算状況につきましては、主な要因としましては、保健給付費の高額療養費の急激な増によりまして昨年度途中で補正した経緯がございました。伸び率による推計により見込んだ医療費ほどは、伸びず、落ち着いた状況で終えた事によるものです。以上、説明とさせていただきます。宜しく、ご審議の程お願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第51号は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第20、議案第52号、平成29年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）はい。議案第52号、平成29年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について、平成29年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成29年6月15日提出、町長名でございます。別冊の沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）1頁をお開き下さい。平成29年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、平成29年度沼田町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,924万7千円と定める。2項を省略いたします。平成29年6月15日提出、町長名でございます。

（「説明省略」の声）

○保健福祉課長（黒田美和課長）ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声)

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第52号は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「なし」の声)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第21、議案第53号、平成29年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（村中博隆課長）はい。議案第53号、平成29年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について、平成29年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成29年6月15日提出、町長名でございます。別冊の平成29年度沼田町公共下水道特別会計補正予算（第1号）の1頁をご覧頂きたいと思っております。平成29年度沼田町公共下水道特別会計補正予算（第1号）、第1条、平成29年度沼田町の公共下水道特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億430万3千円と定める。2項を省略させていただきます。平成29年6月15日提出、町長名でございます。

(「説明省略」の声)

○建設課長（村中博隆課長）ご審議の程、宜しくお願いします。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声)

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第53号は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「なし」の声)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第22、議案第54号、平成29年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（村中博隆課長）はい。議案第54号、平成29年度沼田町水道事業会計補正予算について、平成29年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成29年6月15日提出、町長名でございます。別冊の平成29年度沼田町水道事業会計補正予算（第1号）の1頁をご覧ください。平成29年度沼田町水道事業会計補正予算（第1号）、第1条、平成29年度沼田町の水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。以下、お目通し頂き、省略させて頂きます。第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。4,585万8千円。平成29年6月15日提出、沼田町長名でございます。6頁をご覧ください。収益的支出1款水道事業費1項営業費3目受託工事費工事請負費1,400万千円の増額でございます。北海道の工事であります道道恵比島旭町線の改良工事に伴い支障となります水道管、ダクタイル中鉄管半径150、延長335mを移設する工事費を計上してございます。財源でございますが、上段の収益的収入1款水道事業収益1項営業収益3目受託工事収益、受託工事収益として北海道からの補償金993万6千円。2項営業外収益2目他会計補助金、上水道事業運営費補助金465万4千円の増額としてございます。以上、説明とさせていただきます。ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第54号は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

(一 括 議 題)

○議長（渡邊敏昭議長）ここで、議案の一括議題について、お諮りいたします。この際、同意第2号、農業委員会委員の任命についてから同意第13号、農業委員会委員の任命についてまでの12件を一括して議題に致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、同意第2号から同意第13号は、一括して議題とする事に決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）それでは、日程第23、同意第2号から日程第34、同意第13号までを一括して議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（金平嘉則町長）同意第2号から同意第13号、農業委員会委員の説明について、一括して提案申し上げます。この度、農業委員会法の改正により公選制から町議会の同意を得て、町長の任命制に変更となった事から、農業委員の任期が平成29年7月19日を以って、任期満了となりますので、農業委員会法第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。なお、同意を得る候補者に関しましては、農業委員候補者評価委員会において、候補者の評価が行われ、その結果、候補者12名は、農業に関する識見を有し、農地利用の最適化の推進、農業委員会の所属する事項、職務を適切に行う事が出来るものとして、評価委員会より報告を受けております。それでは、同意頂く方々に関して、一括して提案させていただきます。1人目として、住所、沼田町字沼田103番地154、氏名、辻廣治、生年月日、昭和28年9月19日生（63歳）、推薦理由として、辻氏は一般枠における推薦で、今回の法律改正で利害関係のない者を委員に含める事が義務付けられている事から推薦をするものであります。辻氏は沼田町職員として42年間奉職され、実務経験があると同時に、在職中には農業委員会の事務局長も歴任しており、農業委員会の的確な運営に貢献されることに期待しているものであります。2人目として、沼田町字北竜528番地、氏名、宮脇英樹、生年月日、昭和37年1月14日生（55歳）、宮脇氏は、北いぶき農業協同組合より団体推薦を受け、現在2期目の農業委員としてご活躍を頂いておりますが、北いぶき農協地区代表理事、北海道指導農業士等、多くの職を歴任され、農業情勢に精通し、農業委員会業務に貢献出来る方です。3人目として、沼田町字沼田101番地の34、鷺尾昭徳、生年月日、昭和35年6月13日生、鷺尾氏は、沼田中部農事組合より団体推薦を受け、現在1期目の農業委員としてご活躍を頂いておりますが、農民協理事等歴任されている事、長年農業に従事し、地域の信頼も厚く、農業委員会業務に貢献出来る方です。4人目として、沼田町字沼田1060番地14、吉村輝英、昭和36年5月

9日生(56歳)、吉村氏は、沼田中部農事組合より団体推薦を受け、今回新たに農業委員として推薦された方ですが、農民協役員、クリーン米生産組合役員、メロン生産組合組合長、農事組合長会会長等歴任されていた事、長年農業に従事し、地域の信頼も厚く、農業委員会業務に貢献出来る方です。5人目として、沼田町字真布72番地、杉森司、昭和36年6月6日生(56歳)、杉森氏は、沼田中部農事組合より団体推薦を受け、今回新たに農業委員として推薦された方ですが、農民協理事、選挙管理委員会委員等歴任されていた事、長年農業に従事し、地域の信頼も厚く、農業委員会業務に貢献出来る方です。6人目として、沼田町字北竜212番地の5、宮田茂樹、昭和36年9月5日生(55歳)、宮田氏は、沼田西部農事組合より団体推薦を受け、今回新たに農業委員として推薦された方ですが、農民協役員、スノーカールライスファクトリー施設運営委員、農地・水・多面的機能西部地区活動組織役員等歴任されていた事、長年農業に従事し、地域の信頼も厚く、農業委員会業務に貢献出来る方です。7人目として、沼田町字北竜554番地、大岩龍一、昭和38年3月21日生(54歳)、大岩氏は、沼田西部農事組合より団体推薦を受け、現在1期目の農業委員としてご活躍を頂いておりますが、地区行政区長等歴任されていた事、長年農業に従事し、地域の信頼も厚く、農業委員会業務に貢献出来る方です。8人目として、沼田町字真布37番地、中田一之、昭和32年7月6日生(59歳)、中田氏は、沼田町土地改良区より団体推薦を受け、現在1期目の農業委員としてご活躍を頂いておりますが、土地改良区理事、北空知農協共済組合損害評価委員等歴任され、農業情勢に精通し、農業委員会業務に貢献出来る方です。9人目として、沼田町字更新2039番地の3、辻則行、昭和33年9月9日生(58歳)、辻氏は、沼田東部西農事組合より団体推薦を受け、現在3期目の農業委員、今期は会長代理としてご活躍を頂いておりますが、農民協委員長や奔川水系河川愛護組合長等多くの役員を歴任され、農業情勢に精通し、農業委員会業務にも、十分な経験と実績がある方です。10人目として、沼田町字高穂50番地、中西範行、昭和35年4月5日生(57歳)、中西氏は、沼田東部西農事組合より団体推薦を受け、今回新たに農業委員として推薦された方ですが、農民協理事、北空知農業共済部長、土地改良区管理組合長等を歴任され、農業情勢に精通し、農業委員会業務に貢献出来る方です。11人目として、沼田町字共成142番地、澤田彰、昭和41年1月2日生(51歳)、澤田氏は、沼田東部東農事組合より団体推薦を受け、現在3期目の農業委員としてご活躍を頂いておりますが、土地改良区総代等を歴任され、農業情勢に精通し、農業委員会業務にも、十分な経験と実績がある方です。12人目として、沼田町字東予1556番地、中村宗寛、昭和42年8月5日生(49歳)、中村氏は、沼田東部東農事組合より団体推薦を受け、今回新たに農業委員として推薦された方ですが、農業研究会役員等

を歴任されていた事、長年農業に従事し、地域の信頼も厚く、農業委員会業務に貢献出来る方であります。以上、12名の方々は、識見、人格共に適してる方として、推薦するものであり、農業委員会任命についてご提案申し上げます。平成29年6月15日提出。沼田町長名です。宜しくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案の質疑、討論は省略する事に決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）それでは、これより、一括して採決致します。お諮りいたします。同意第2号から同意第13号までについては同意する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、同意する事に決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第35、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（金平嘉則町長）はい。諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、現人権擁護委員であります渡部順子氏の任期が平成29年9月30日を以って任期満了となりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって議会の同意を求めるものであります。推薦する方は、住所、沼田町北1条3丁目2番10号、氏名、渡部順子氏、生年月日、昭和24年5月10日生、現在1期目の人権擁護委員としてご活躍を頂いておりますが、識見、人格共にまさに適していますので、再任として提案申し上げます。平成29年6月15日提出。沼田町長名です。宜しくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案の質疑、討論は省略する事に決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）本案について採決致します。お諮りいたします。諮問第1号は、原案のとおり同意する事にご異議ありませんか。

(「なし」の声)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、同意する事に決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第36、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（金平嘉則町長）はい。諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、現人権擁護委員であります辻広治氏の任期が平成29年9月30日を以って任期満了となりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって議会の同意を求めるものであります。推薦する方は、住所、沼田町字沼田103番地154、氏名、辻広治氏、生年月日、昭和28年9月19日生、現在1期目の人権擁護委員としてご活躍を頂いておりますが、識見、人格共にまさに適していますので、再任として提案申し上げます。平成29年6月15日提出。沼田町長名です。宜しくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案の質疑、討論は省略する事に決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）本案について採決致します。お諮りいたします。諮問第2号は、原案のとおり同意する事にご異議ありませんか。

(「なし」の声)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、同意する事に決しました。

(請願の審議)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第37、請願第3号、「新たな高校教育に関する指針」の見直しに関する意見書提出を求める請願についてを議題と致します。本請願については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第3号は、委員会付託を省略する事に致しました。直ちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めるところですが、この際、説明を省略致したいと思います。これにご異議ありません

か。

(「なし」の声)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって説明を省略する事に決しました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本請願について採決致します。お諮り致します。請願第3号は、採択すべきものとして、決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第3号は採択すべきものと決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第38、請願第4号、特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編制基準の改善を求める意見書提出をもとめる請願についてを議題と致します。本請願については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第4号は、委員会付託を省略する事に決しました。直ちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めるところですが、この際、説明を省略致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって説明を省略する事に決しました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。はい。高田議員。

○1番（高田勲議員）1番、高田であります。本件については、陳情で何回か出てきている案件でありまして、以前にも、何回か調べた事がございます。特別支援学校の設置基準を充実させると言う事は、平成26年7月に文科省が指針を出してございます。それで、去年調べたところによりますと、道も増設していく計画があり、非常に順調にそれが進んでいる事が見て取れてたという風に記憶してございます。

従って、何もやっていない訳ではなくて、道も国もしっかりとやっている、と言う事で、そこにあえて意見書を出すのはいかかなものかと言う事で、私はこの意見書には反対致します。

○議長（渡邊敏昭議長）他にご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）他にご意見なしと認め、討論を終結致します。本請願について採決致します。この採決は、挙手によって行います。お諮りいたします。請願第4号を採択する事に賛成の方は、挙手を願います。

（「挙手少数」）

○議長（渡邊敏昭議長）挙手少数であります。よって、本請願は不採択とする事に決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第39、請願第5号、「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書提出をもとめる請願についてを議題と致します。本請願については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第5号は、委員会付託を省略する事に決しました。直ちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めるところですが、この際、説明を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって説明を省略する事に決しました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

○1番（高田勲議員）議長。

○議長（渡邊敏昭議長）高田議員。

○1番（高田勲議員）1番、高田です。35人学級というのはですね。考えて見たら、36人になったら2クラスなんですね。18人の学級になっちゃう。35人もいて羨ましいなと思う限りなんですけど、よく調べてみますと、1980年の小学校の児童数1,182万人いたそうです。現在、何年か前ですけど、2013年667万人、小学生ですよ。約4割減少してございます。一方の教員数、1980年には46万人。2013年には41万人。約1割しか減ってません。先生がっぱ

いいるのは良いことなんですけど、教員一人当たりの児童の数も、1980年では25.27人、2013年では15.99人ですか。よく考えてみますと、私たちの町も道教委から加配等を頂いて、小中の子どもの交流とか先生の乗り入れ等と言って、いろいろと努力してですね、きめ細かい教育をしている訳でございます、単純に35人学級が良い、30人学級が良いという議論にはちょっとまだ、早いのではないのかなという風に、私は今、判断しておりますので、この意見書には私は、反対をさせていただきます。以上です。

○議長（渡邊敏昭議長）他にご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）他にご意見なしと認め、討論を終結致します。本請願について採決致します。この採決は、挙手によって行います。お諮りいたします。請願第5号を採択する事に賛成の方は、挙手を願います。

（「挙手少数」）

○議長（渡邊敏昭議長）挙手少数であります。よって、本請願は不採択とする事に決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第40、請願第6号、国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金制度の確立を求める意見書提出をもとめる請願についてを議題と致します。本請願については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第6号は、委員会付託を省略する事に決しました。直ちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めるところですが、この際、説明を省略致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって説明を省略する事に決しました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

○1番（高田勲議員）議長。

○議長（渡邊敏昭議長）高田議員。

○1番（高田勲議員）この、高校無償化の意見書なんですけど、教育予算を増やして、高校等の奨学金の給付金とか、奨学金制度を充実する事自体には、私は、全然反対

ではないんですけども、所得制限を辞めて、全て、高校を無償化した方が良いという項があります。この所得制限をですね、年収910万円以上と言う事で、かなり貰っている。町長より貰っているのかな。もしかしたら、町長位かな。その位だと思うんですよね。高校私学にしても、普通の公立の高校にしてもですね、やはり所得のある方には、この位は、負担して頂いても構わないのではないかなと思うんで、国の引いている910万円が正しいかどうかという問題もあるんですけども、そのような理由で、この意見書には私は、反対をさせていただきます。以上です。

○議長（渡邊敏昭議長）他にご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）他にご意見なしと認め、討論を終結致します。本請願について採決致します。この採決は、挙手によって行います。お諮りいたします。請願第6号を採択する事に賛成の方は、挙手を願います。

（「挙手少数」）

○議長（渡邊敏昭議長）挙手少数であります。よって、本請願は不採択とする事に決しました。

（陳情の審議）

○議長（渡邊敏昭議長）日程第41、陳情第1号、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書提出をもとめる陳情についてを議題と致します。本陳情については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、陳情第1号は、委員会付託を省略する事に決しました。直ちに審議に入ります。お諮りいたします。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略する事に決しました。お諮りいたします。陳情第1号は、採択すべきものとして、決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本陳情は採択すべきものと決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）ここで、暫時休憩をいたします。5分程、休憩を取ります。17時35分まで休憩をします。

(日程の追加)

○議長（渡邊敏昭議長）議事日程の追加についてお諮り致します。只今、町長より議案2件、事務局より意見案2件が追加案件として提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第42、議案第55号。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第43、議案第56号。除雪ドーザ購入事業に係る物品の購入契約について、日程第44、意見案第3号。「新たな高校教育に関する指針」の見直しに関する意見書（案）について、日程第45、意見案第4号。日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書（案）について、以上4件、日程に追加することに決しました。

(追加議案の審議)

○議長（渡邊敏昭議長）それでは、日程第42、議案第55号。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）議案第55号。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成29年6月15日提出、町長名でございます。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。特別職の職員の給与に関する条例(平成14年条例第36号)の一部を次のように改正する。以下、条文の朗読を省略させていただきます。提案理由を申し上げます。職員の横領事件により、町長、副町長が職員の管理、監督責任の立場から、自ら7月から9月の給料により、10%減額するものとして、提案するものであります。現在の給料月額、今季就任時の平成27年5月から、本則で定めます給料月額より町長は5%。副町長は、4%減額しており、今回の改正で町長は15%、副町長は14%の減額、3か月間とするものでございます。ご審議の程、宜しく申し上げます。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第55号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第43、議案第56号。除雪ドーザ購入事業に係る物品の購入契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。
○建設課長（村中博隆課長）はい。議案第56号。除雪ドーザ購入事業に係る物品の購入契約について。下記のとおり物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定によって、議会の議決を求める。1 契約の目的、除雪ドーザ購入事業。2 契約の方法、一般競争入札。3 契約金額2,808万円。4 契約の相手方、砂川市西1条北23丁目1番10号、日本キャタピラー合同会社空知営業所長千葉忠行。5 内容、除雪ドーザ（13t級車輪式、マルチプラウ・簡易着脱装置付）1台購入でございます。6 納期、契約の日から191日間。平成29年6月15日提出。町長名でございます。次の頁をお開き下さい。資料と致しまして、入札参加業者を記載してございます。お目通し願います。本事業の概要について、説明します。平成8年購入の21年を経過した除雪ドーザの更新事業でございます。同様の13t級ドーザの購入であります。納期は、12月22日となっておりますが、本格的な降雪時期前には、納車となり、万全の態勢で今年度のシーズンを迎える予定としてございます。以上、ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第56号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

(意見案の審議)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第44、意見案第3号。「新たな高校教育に関する指針」の見直しに関する意見書（案）についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明・質疑・討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、説明・質疑・討論を省略することに決しました。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり関係機関に提出することに決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第45、意見案第4号。日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書（案）についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明・質疑・討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、説明・質疑・討論を省略することに決しました。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり関係機関に提出することに決しました。

(散 会 宣 言)

○議長（渡邊敏昭議長）以上で、本定例会に付議された案件は、全て終了いたしました。これにて平成29年第2回沼田町議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

17時42分 散会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 渡邊敏昭

署名議員 久保元宏

署名議員 長原 武